

第13回平成19年12月与謝野町定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成19年12月12日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後3時45分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
助役	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利
農業委員会長	三田彌壽信		

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。ご苦労さんでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日は足立代表鑑査委員、それから、鈴木教育次長、金谷会計管理者におきましては、与謝野町宮津市中学校組合の出納検査を実施されておりますので、1時間ぐらい欠席をされますので、ご報告申し上げます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 一般質問を行います。

16人の議員から質問の通告がありましたので、通告順により、順次、質問を許します。

まず、14番、森本敏軌議員の一般質問を許します。

14番(森本敏軌) それでは、第13回12月定例会に一般質問で通告しております行政改革大綱と、20年度予算編成について、また教育問題についての2点について、町長と教育長にお尋ねをいたしたいというふうに思います。

まず、行政改革大綱と20年度予算編成について、町長にお尋ねいたします。

平成20年度は合併して3年目を迎える年となりますが、今日まで合併協議の中での新町まちづくり計画や、町長のローカルマニフェストに沿って、安心・安全で福祉や教育の向上、産業の振興、住環境整備など一体感の醸成や、均衡ある合併新町のまちづくりが進められてきたと思っておりますが、まだまだ課題も山積しており、緒についたところと考えます。合併初年度は旧町から引き継いだ事業をはじめ、一体感の醸成を図るべく、また、19年度予算編成に当たっては、19年は与謝野町元年との思いで、合併の最大の目的である行政の効率化を図り、住民の目線での行政の推進や、新町の一体感の醸成が図れる事業に取り組むことが必要で、新たな事業を展開するだけでなく、既存事業などの再精査を行い、効率性の低いものなどは廃止を含めて見直し、スクラップアンドビルドの考え方を基本にし、メリハリをつけ、必要性の高いものと、そうでないものを区別することが必要との町長の基本的な方針のもとで、予算編成され、厳しい認識のもとで行財政運営で進められていると認識いたしております。こういった中、持続可能な与謝野町としてのまちの指針となる行政改革大綱や、総合計画の樹立に着手され、行政改革大綱は既に答申され、総合計画の答申もされ、樹立間近の状況と承知いたしております。与謝野町においては、町税と自主財源が少なく、地方交付税など依存財源に負うところが大きく、合併支援措置を次第に少なくなり、また、期限もあるなど、合併しても依然と厳しい状況が続くだろうと認識いたすところであり、住民ニーズに対応していくには、多くの財政需要があり、財政出動が必要となってきますが、財源に限りがあり、持続可能な与謝野町としては、職員数の適正人員への削減や、施設の集約、効率化、住民サービスの見直し、地域でできることは地域にお願いするなど、多方面にわたり切り込んだ行財政改革を行うことが臨まれております。こういった観点から、既に行政改革推進委員会から9月20日付で行政改革大綱が町長に答申され、平成20年度から24年度までの5年間の改革プログラムが示されております。答申された行政改革大綱によりまして、年間平均4億円の5年間で20億円の行政改革効果を上げる、経常収支比率を90%以下に下げ

るのこの2点の大きな目標が掲げられております。

この行政改革大綱の中に、財政の基本として、入を図りて出を征すとありますが、歳入について、類似団体と比較して、交付税など依存財源は人口1人当たりの額は多く、自主財源である町税は少ない状況が示されております。歳出についても、人件費は人口1人当たり9万4,574円で、類似団体は6万9,168円と人口1人当たり2万5,000円多くなっており、類似団体と比して厳しいことが示されております。この行政改革大綱では、企業誘致を図るなど、若者が定住し、雇用の場をつくり、税のうまれる環境や、課税客体の性格が把握、税率の検討、さらに都市計画の導入と、課税の税についての検討など、税源等の・・・また税や使用料などの未収額も多岐多額にのぼっており、税意識の改革、滞納整理や徴収の強化を図ること、共有財産の有効利用と、売却や賃貸の検討など、入を図る歳入全般にわたって指摘がされております。

歳出についても示され、経常収支比率も18年度決算では93.9%と非常に高く硬直した状況にあり、庁舎の維持管理、人件費、物件費の見直しなど、経常経費の圧縮が言われており、現在、300数十人の職員と、200人に近い臨時職員が勤務されておりますが、大綱ではできるだけ早く類似団体なみの230人程度に削減すべきとされており、正職員の現状を臨時職員で補うことのない本質に沿った人員削減と、民間への業務委託や、事務事業の見直し、優秀な職員を求めると職員数の削減と、給与の抑制について指摘がされております。

また、公共施設の統廃合と、民間委託についても述べられており、小学校、保育園など、少子化に伴い統廃合は避けて通れない問題であり、常にこの問題について議員諸氏からも言われておりますように、早急に委員会を立ち上げ検討が求められております。さらに多くの施設管理について、民間運営に移行や、町直営の業務についても、民間委託への方向も示されております。事務事業の縮小と資源の収集も示されており、事務事業をすべて洗い出し、住民が真に必要としている事業が十分検討し、住民が真に必要としている事務事業に集中すべきことも求めております。

行政サービスの向上改善についても述べられており、分庁舎方式の検討、検証について、現在、3庁舎での分庁舎方式で執務がされており、各庁舎に地域振興課を置かれ、かなりの職員が配置されているが、必要性などを検証し、効率的な体制を求めております。また、庁舎の維持管理についても、多額の費用が費やされており、経常経費を圧迫しており、効率化を図ることが求められております。職員の資質の向上についても述べられており、高い専門性や、志の高い政策形成能力が発揮できる人材の確保が求められております。以上のことなど、多岐にわたって持続可能な与謝野町としての20年度から24年度までの5年間の行政改革大綱が示されましたが、絵にかいたもちにならないようトップマネジメント、町長の強いリーダーシップのもと、職員の一丸となった取り組みが求められておりますが、まず1点お尋ねいたします。

本年1月のまちづくりアンケート結果で、まちづくりと将来について、高齢者や障害者の福祉支援、医療体制の充実、新たな産業興し等、雇用の確保、防災体制の強化、学校教育の充実など住民ニーズは多岐にわたっております。これらの住民ニーズにこたえるためには、大変な財政出動もいるわけですが、答申された行政改革大綱は早速来年度から執行される。先に申し述べましたように、年間平均約4億円の削減と経常収支比率を90%以下に下げる2点を大きな目標にされており、かなり高いハードルの内容であると認識いたすところであり、本年も12月に

入り、既に本庁の20年度予算編成にも着手されている状況であり、この行政改革大綱の遂行初年度として相当の切り込みが必要と考えますが、先に申し述べました多岐にわたる改革大綱のメニューに対し、合併3年目を迎える20年度予算にどこまで盛り込まれるか、住民ニーズに対し、真に必要なものとそうでないものなど見きわめ、メリハリのつけた予算編成が不可欠であると考えますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

2点目として、平成20年度は4年任期の折り返し地点となりますが、太田町長はローカルマニフェストとして5つの大項目に沿った107の細分にわたるローカルマニフェストを掲げられ、多くの町民の皆さんの指示を受けられ、新町与謝野町長として船出をされました。合併したところであり、すぐには合併効果が上がらない中、新町まちづくり計画と、ローカルマニフェストに沿った行財政運営に努力をいただいておりますが、一体感の醸成や、均衡あるまちづくり、また、先に申し述べましたまちづくりと将来の希望など、住民ニーズは多岐にわたっており、まだまだ課題は山積していると認識いたします。合併しても厳しい財政運営が強られる中、既に行政改革大綱が町長に答申され、非常に高いハードルが示され、またまちの指針となる総合計画も樹立目前であり、平成20年度から実施実行されると認識いたしますが、行政改革大綱と総合計画の実施計画の執行に整合した平成20年度予算編成にあたり、いかに町長のローカルマニフェストを反映されるかをお尋ねいたします。

3点目についてお尋ねいたします。合併当初から一体感の醸成と、均衡あるまちづくりについて町長に申し述べてきました。一体感の醸成はまず情報を共有することから始まると考えます。旧加悦は有線テレビでまちの様子や行事など映像と文字放送、そして緊急時の緊急放送で情報を共有いたしておりますが、旧野田川では緊急防災無線で、旧岩滝は緊急防災無線と地域イントラネットにより情報を共有する状況で差異があります。加悦の有線テレビ放送について、合併してから議会放送をはじめ、非常に関心も高く、反響もあり全町に延伸すべく光ケーブルの布設を私のみならず申し述べてきましたが、費用が20億円とも30億円ともかかるとのことから最善の方策がないかということで庁舎内部において十分な検討もされてきたと認識しておりますが、この間、無線LANによるベターな方策があるとの見解でもありましたが、それも不可能の状況になり一から出直しになったとの見解も示された中、さらに十分な検討もされていると認識いたすところであり、合併して2年が経過し、3年目を迎える年となり、また地デジの試験放送も始まっている中で早急に情報の共有化を図るべきであり、決断の時期がきていると思っております、20年度実行に向け予算化されますでしょうか。

また、旧加悦の有線テレビが既に加悦地域はケーブルが張りめぐらされておりベターと考えますが、どのような方策が考えられているのかをお尋ねいたします。

また、公共交通について、均衡あるまちづくりの点からも公共交通の整備について申し述べてきましたが、山間地域など公共交通のない地域が存在いたしており、何らかの足の確保が求められております。常に公共交通のあり方検討委員会の提言が町長に答申され、交通不便地域、空白地域の日常的な交通手段の確保、高齢者、障害者の社会参加を保障する交通手段の確保、日常生活の不便性の改善の実現をすることについて述べられております。この答申を受け、町長は新たに住民、バス事業者などを含めた検討委員会を立ち上げ、まちが策定した素案をたたき台に、さらに検討し実現に向け進めたいとの意向を示されており、実現に向けた検討もされていると思

ますが、費用対効果の面からいかなる方策が探られ、20年度予算化されますでしょうか。

以上、持続可能な与謝野町として、行政改革大綱を1年目の20年度予算編成にあたり、町長の手腕が発揮されたいと願いますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

次に、教育問題について教育長にお尋ねいたします。

学校週5日制などゆとり教育が行われ、学校では総合的な学習や、家庭、地域で生きる力の育成が図られてきましたが、授業時間の減少などから学力低下が叫ばれるようになり、世界的にも日本の子どもの学力低下の実態が改めて浮き彫りになりました。こうした学力の低下が懸念される中、競争の加熱で中止されていた全国学力テストが43年ぶりに実施され、小学校6年生と中学3年生を対象に全国233万人の児童が参加して、算数、数学、国語の2教科で知識と活用に関する2種類の問題が出題され、生活習慣や学習環境などについての調査もされ、学校、自治体間の学力を把握して、学力の向上に役立てるのがねらいとされております。与謝野町の生徒も望んだところでありますが、このテスト結果が長年見送られてきたの序列化や競争加熱の弊害が理由だとされており、今回の公表内容をめぐって、各地の教育委員会が頭を悩ませていることが報じられましたが、10月24日に全国学力テストの結果が文部科学省から公表されました。基礎知識を問うA問題の正答率は7～8割と比較的高得点でありましたが、応用力を試すB問題は6～7割にとどまり、記述式や思考力を試す問題が苦手であったと結果が発表され、また都道府県別で正答率にも差も見られ、小学校では秋田県が、中学校では福井県や富山県が高く、沖縄県や大阪府などは低かった結果が公表されました。この公表に当たっては、府の教育委員会は競争をあおらない配慮を求めています。また、まちの教育委員会には学校別と個人別、各学校には個人別のそれぞれのデータが提供され、公表範囲や、児童生徒に個人データを手渡す時期などは、各教育委員会に委ねられているとされておりますが、与謝野町の生徒の結果は全国、京都府から見てどのような結果であったのか。

また、公表について、大変消極的な面が受けとめられますが、与謝野町の児童生徒の学力の向上にこの結果が、よきにつけ、わるきにつけ最大限出され、切磋琢磨して学力の向上を図ることが重要と考えますが、教育長のご所見をお尋ねいたします。

次に、いじめ問題についてお尋ねいたします。平成18年度に全国の小・中・高で認知されたいじめは、12万4,896件で、前年度と比べ6.2倍と大幅に増加したことが文部科学省の児童生徒の問題行動調査でわかったと報道されました。昨年はいじめを苦しめた自殺が相次いだことを受け、いじめの定義や調査方法が見直されたことによるもので、いじめが急にふえたことではなく、被害者の気持ちを重視する形に、いじめの定義を拡大したことによるものとされております。京都府内の公立学校では、いじめの認知件数が803件にのぼり、前年度の5.2倍と大幅に増加し、またいじめ、暴力行為とも小学校で6～7倍に急増したのが目立ち、いじめについて小学校で490件で、前年の7.6倍、中学校で314件で、府内においても大幅に増加したとされております。都会もいなくなってきた今日、与謝野町においては、ちょうど1年前のいじめについての質問で、教育長は、いじめは3件あがっている、どのようなことも報告するように、また定期的な報告、学校訪問、聞き取りなどで実態の把握に努めているとの答弁であったと思っており、安堵いたしましたところではありますが、このたびの定義が広げられ、府内でも大幅に増えたという状況の中で、与謝野町においてはこのような状況に至っているのか、特に懸念

される状況にないのかお尋ねいたします。

また、あわせて、全国的にインターネットや、携帯電話のメールを使った陰湿なネットいじめに歯止めがかからなく急増しており、大きな社会問題となっております。いじめはネットで誹謗中傷するなど、教師や親の目をふれず陰湿化しており、京都府警によりますとネットによる中傷の相談件数は平成18年度で241件あり、4年前の3倍に増えたとされており、京都市の調査になりますが、携帯電話の所持率が中学3年で70%、小学生6年生で25%に達し、中学生の約1割が人権侵害のような書き込みをしたり、されたことがあるとされており。情報化社会においても、都市も地方も差がない有害サイトが氾濫している今日、与謝野町において、こうしたネットによるいじめ、有害サイトからの影響、携帯電話の所持など、児童生徒の行動についてしっかり把握されているでしょうか。情報モラル教育など対策は講じられておりますか、教育長のご所見をお尋ねし、1回目の質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） おはようございます。

森本議員ご質問の1番目、行政改革大綱と平成20年度予算編成についての1点目、平成20年度予算にどこまでこの行政改革大綱を盛り込むのか、メリハリをつけた予算編成についてお答えいたします。

行政改革大綱は平成20年度を初年度としてスタートすることになっております。また、本町の今後10年間の歩むべき方向性を定めた総合計画も平成20年度を初年度としております。このため、平成20年度の予算編成から行政改革大綱や、総合計画に配慮する必要があるというふうに考えており、これまでの18年度、19年度の予算編成以上に、スクラップアンドビルドによるメリハリをつけた予算編成を行うよう職員に指示しているところでございます。また、平成19年度当初予算における事務事業の再検討を職員によるまちづくり及び行政改革推進本部会で実施いたしました。しかしながら、この事務事業の再検討では、業際改革大綱の目標額には到底及びませんでした。このため現在、新年度予算編成と並行して、さらなる事務事業の再検討を指示しているところでございまして、現在のところ、どこまで盛り込むことができるかは申し上げられませんが、精いっぱい努力をしたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のマニフェストの行政改革大綱と、平成20年度予算への反映についてでございますが、まず行政改革大綱の目標は、平成20年度から24年度までの行革期間に行革効果は20億円程度、その間に経常収支比率90%以下にすることになっております。私が選挙で掲げましたローカルマニフェストでは、経常収支比率は95%以下とし、平成18年度決算では93.9%でございましたので、ローカルマニフェストについては達成したことになります。しかし、この結果は、議員数の減少など、一時的な合併効果が表れたものの、本来目指すべき合併効果の実現にはほど遠いものであるというふうに考えております。

さて、行革期間に20億円程度の効果となりますと、先ほどおっしゃいましたように年間平均4億円の効果創出となりますので、一般会計、予算規模である103億800万円、これは平成19年度の当初予算をベースに考えてみますと、住民の皆さんにもかなりの痛みを伴うものというふうに考えております。しかしその前にやらなければならぬことは徹底して内部の総点検を

行い、むだを省き、役場も一丸となって行政改革に取り組んでいることを住民の皆様に理解していただくことだというふうに思っております。私のローカルマニフェストや、総合計画を実現するためには、まず行政改革を実施して、その中から新たな財源を捻出し、未来に向けての新しい新たなビジョンを展開していかなければならないというふうに考えております。

平成20年度予算への反映につきましては、本議会の追加議案で総合計画の提案を予定しており、新年度予算に総合計画、実施計画を盛り込んでいくこととしております。第1次与謝野町総合計画は、新町まちづくり計画の理念を継承したものであり、私のローカルマニフェストも、新町まちづくり計画の理念に基づいたものでございますので、基本的には考え方は一致しているものというふうに考えております。したがって、総合計画を新年度予算に反映いたしますと、私のローカルマニフェストも一定反映できるものというふうに考えております。現在、予算編成中でございますので、まだ詳細を申し上げることはできませんが、その点、ご理解いただきたいというふうに存じます。

次に、3点目の情報ネットワークの構築、公共交通の運行についてお答えいたします。地域情報ネットワークの構築につきましては、これまで企画財政課を中心に調査、研究を重ねてきたところでございますが、私としましては次のような考え方で整理しているところでございます。まず、情報通信基盤整備を図る上で、放送、通信、防災をセットとした考え方でこれまで検討してきたところでございますが、防災については、放送、通信と切り離して考えることとし、防災行政無線による基盤整備を全町域に整備していくことで整理したいというふうに考えております。

防災につきましては、国民保護法や、住民の皆さんの安心・安全の観点から、本部からの一斉指令による伝達手段の基幹部分として、確保を図る必要があるというふうに判断したところでございます。

次に、放送、通信における基盤整備につきましては、現在、次のような整理で進めているところでございます。既存の行政サービスや、地域間格差等を解消する観点から考えた場合、2つの選択方法があると考えられます。1つは、加悦地域のCATV事業を野田川、岩滝地域に拡張し、全町域で光ファイバーによるCATV事業を展開する方法と、もう1つはビロードバンドゼロ地域を解消することを重点に置き、無線LAN等無線技術を活用した基盤整備と並行して、地上デジタル放送難聴地域の共聴アンテナ施設の改修をする方向でございます。1つ目の方法を選択した場合、これはCATV事業を展開することでブロードバンドゼロ地域の解消と、地上デジタル放送難聴地域の解消、さらには自主放送番組が全町域で視聴できるようになり、住民の皆さんの一体感の醸成を図る上で、大きな効果があるものというふうに考えております。しかしながら、これは非常に大きな投資が必要となってまいります。

2つ目の方法を選択した場合、これはブロードバンドゼロ地域が解消できるものの、町の自主放送番組を見たいのに見ることができないなど、地域間格差や、あるいは地デジ放送に伴う共聴アンテナ施設の改修に対する個人負担の不公平感の問題等は残ってくるものと思います。共聴施設改修の個人負担については、府の支援なども要望しつつ、町として可能な限り住民の皆さんの不公平感が生じないように努力してまいります。自主放送番組の視聴については、インターネットを通じての映像配信という方法しかございませんので、身近なテレビから気楽に見ることができないという課題が残るというふうに考えております。格差を解消するには、自主放送番



組を休止したらよいというそうした荒っぽい考え方もございますが、与謝野町の一体感の醸成を図る上では、子どもからお年寄りまで、身近に感じていただいているテレビという映像媒体からの情報量は非常に大きなものがあり、一体感の醸成を早める有効な手段だというふうに考えておりますので、休止という行政サービスの後退は考えていないところでございます。

一方、光ファイバー網でのインフラ整備を考えてみますと、これまで申し上げてきましたCATV事業をはじめとする行政サービス等を展開することができるとともに、住民の皆さんからいえば、そのインフラ整備により行政サービスの授受は別といたしまして、超高速インターネット通信を活用することにより、経済、産業活動にも大きなメリットがあるというふうに考えております。こうしたことから、CATV事業を一つのインフラ制度のカテゴリーと位置付け整理をしているところでございます。CATV事業の拡張等の決断についてのご質問ですが、現在、財政面における支障等のシミュレーションを作成中でございます。作成の方法としてまして、CATV事業を現在の運営方法で拡張した場合と仮定し、その運営経費の歳入、歳出シミュレーションや、さらには加悦中学校耐震化や、防災行政無線、阿蘇シーサイドパーク、道路新設改良事業など、今後予定されます大型事業の見込額も加味しての財政シミュレーションを行うなど、細部にわたって検討をしているところでございます。特に財政的な指標を重点に置きながら、今後、シミュレーションが出来次第、適切な時期に最終的な判断をしまいたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、公共交通の運行について、現在の進捗状況、今後の予定を申し上げたいというふうに思います。本年、与謝野超公共交通あり方検討委員会から提言をいただいてから、職員によりますプロジェクトチームを立ち上げ、乗降調査、利用者アンケート、加悦谷高等学校へのアンケート調査を実施し、本町の路線バスの現状や、利用者の皆さんのお考えを一定把握してまいりました。これらの調査結果を踏まえ、今後、具体的に何をどのようにしていくのかを決め実施していく段階にきておりますが、町が単に交通不便地区へバスを運行すればよいというものではございません。地域内には鉄道、路線バス、タクシー、福祉有償運送といったさまざまな形態の交通手段があり、これらとうまくネットワークすることで利用者の皆さんにとって利便性の高い効率的なバス運行を行うことができることとなります。したがって、地域の交通を一体的に考える必要があり、このたび関係の皆様により検討を行う組織として、道路運送法に基づく与謝野町地域公共交通会議を立ち上げました。この会議には、バス事業者はもとより、タクシー会社、住民団体の方に委員としてご就任いただき、さらに運輸局、道路管理者、警察、自治体の職員が委員として加わることで、地域の交通は地域みずからで考える組織といたしました。今後、地域公共交通会議におきまして、具体的な施策を検討いただくことにしております。この地域公共交通会議は、先日12月7日に第一回の会議を開催し、委員の皆様により今後の取り組み方針を検討していただくとともに、次の4点を確認いただきました。1点目は、既存路線バスの再構築と、交通不便地区の新たな移動手段の導入はこれはセットで行う。2点目は、既存路線バスを需要に則した効果的な交通体系へ対構築し、利用者にとってわかりやすく使いやすい乗り物に改善する。3点目は、交通不便地区に再構築した路線バスとの交通ネットワークを考慮しながら、地域の実情に応じた乗合運送サービスの提供を行う。4点目は、関係機関、住民、事業者とともに取り組みを進めるという内容でございます。第2回会議以降は、さらにこれらの具体的な内容をご検討

いただき、地域公共交通の全体像や、個々の輸送サービスについて決定していくこととしておりますので、会議の進捗によりまして、適切な時期に予算を計上させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 議員の教育問題について、私へのご質問にお答えをさせていただきます。

第1問の全国学力テストの結果についてのご質問について、最初にお答えをさせていただきます。まず、全国学力状況、学習状況調査への参加につきましては、当町の私ども教育委員会としては、本町の児童生徒の学力のレベルを全国的な視野から把握し、児童生徒の個々の事後の学習指導に資するために、そして議員おふれになりましたように、過度の競争を招き、学校の序列化を来さないこと。そしてまた、プライバシーの保護条件に参加したところでございます。その結果につきまして、去る10月25日の京都新聞に基礎と応用正答率に差、京都は全国レベルの見出してテスト結果が公表されたことは議員ご指摘のとおりでございます。

まず、京都府の実態を全国との比較で見ますと、中学3年生の国語、A問題と言いますのは、主として知識はというものでございます。A問題で全国の平均点を0.2ポイント下回り、B問題、主としてこれは活用能力を問う問題でございます。そのB問題については、同じ平均点であります。その他、6年生の国語、算数のA、B問題、中学校3年生の数学A、B問題については、すべて全国平均を上回っております。

さて、与謝野町の状況は、全国、京都府から見てどのようであったかというご質問についてであります。与謝野町の実態と全国平均を比較しますと、数字的な格差については多少の差はございますが、小学校6年生、中学校3年生の国語、算数、数学のA、B両問題ともに全国平均を上回っております。さらに、与謝野町の平均と、京都府との平均との比較では、6年生算数A、B問題において、京都府平均とほぼ同一の数値を示している以外、小学校6年生の国語A、B問題、中学校3年の国語、数学のA、B問題の平均点については、京都府の平均を上回っております。これも各学校でのテーマを絞った校内授業研究会や、指導方法の工夫、改善をはじめとする授業力向上の取り組み、また各中学校ブロックで進められている小・中学校連携によります総合の授業参観や、合同の研究会による取り組みと、学校、先生方の地道な取り組みが日常の指導に生かされた結果であり、授業実践の成果であると先生方の頑張りに敬意を表するところであります。

次に、関連したご質問で、この結果を踏まえ、今後の教育に生かすべきであるということについてであります。私といたしましても、議員のお考えと全く同感でありまして、先ほども申しましたように、平均点、全体での底上げ、それも大切なことでございますけれども、何よりも児童生徒個々の学力を向上、充実させるということが最大の課題でございますので、この点を考えなければならないことは公表されました生徒平均率については、一つのデータとして参考にしなければならないことは当然であると、そのように認識をしております。しかし、教育は児童生徒全体の力を伸ばすことはもちろんのことですが、何よりも先ほど申しましたように、一人ひとりの児童生徒に、やはり基礎、基本のしっかりと身につけさせ学力の向上、伸長を図ることが最も大切であります。したがって、個々の児童生徒のテスト結果を踏まえまして、それをしっかりと分析し、その上で指導に生かしていくことが非常に重要なことであると考えております。

今回、全国一斉に実施されました学力、学習状況調査をはじめ、京都府で実施されております小学校6年生対象の基礎学力診断テスト、中学校2年生を対象の学力診断テスト、また町で実施しております全国標準テストC R T、そして各学校独自に実施しています校内実力テスト、総合復習テスト、定着テストの結果など、各校で個人別に分析し、授業改善に役立てるとともに、課題のある領域、観点につきましては、学校をあげて復習を通して、学力の定着を図っているところでもあります。この点につきましては、今後もさらに指導の充実を図り、保護者、町民の皆さんの期待にそう教育を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に学力状況調査と同時に実施されました学習状況調査の結果につきましては、まだ十分な分析ができていませんが、児童生徒の学力の定着、向上を目指す上で、不可分のものがございますので、今後、全国や京都府の平均と比較して、本町の児童生徒の学習や、生活の状況のよいところ、あるいは改善すべき点を明らかにいたしまして、教育委員会として、各学校に対して指導助言をしていきたいと考えていることもお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。

次に、いじめについてのご質問にお答えいたします。いじめの定義につきましては、ご指摘のとおり、平成17年度までは自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じるものとされておりましたが、ご指摘のように、18年度以降は、当該児童生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものというように変更されました。ご承知のとおり、この定義の変更の背景につきましては、文部科学省の調査において、長年いじめが原因の自殺はないと報告してきたことにもかかわらず、実際にはいじめが原因の自殺があったことが明らかになり、教育委員会や学校の隠蔽体質が社会問題となったところに発しておるところであります。当該の教育委員会や学校は、いじめの定義に照らして、継続的でないからとか、深刻な苦痛ではないからという理由で、いじめによるものではなかったとそう判断したのでしょうか、その妥当性が問題となったのであります。

さて、ご質問の定義の変更によって、いじめの認知件数に変化はないかという点についてお答えいたします。まず、全国の公立の小・中・高等学校のいじめの報告件数は議員さんもおふれになりましたように、定義の改正前の17年度2万143件であったものが、定義の改正後の18年度、12万4,898件になり、ご指摘のとおり6.2倍になっています。次に、京都府の公立小・中・高等学校のいじめの報告件数は、改正前の17年度で154件でしたが、改正後の18年度は803件となり5.2倍となっております。これに対しまして、与謝野町におけるいじめの報告件数が高校生は当然入っておりませんが、改正前の17年度は0件でございました。改正後の18年度は議員さん先ほどご質問の中でふれられましたように3件でございました。今年度は11月現在で2件の報告を受けているところであります。18年度以降、発生件数がふえています。必ずしも断言はできないことでございますけれども、いじめの定義の変更によってふえたと考えられるところもあるわけでございます。いずれも幸いにいたしまして、解決、または沈静化し、11月末現在、特に問題が起こってないというそういう報告を受けておるところでございます。

次に、ネットによるいじめについてのご質問でございますが、ご指摘のとおり、全国的にみれば、近年、陰湿な事例が多々報道されていますが、本町においては、今のところ報告は受けてお

りません。と申しまして、ネットによるいじめの発生がないという保障ではないと、そのように考えているところでございます。パソコンをどのぐらいの児童生徒が所有し、どのように使っているかについては、把握なかなかできておりませんが、携帯電話の所持につきましては、先ほどの全国学力状況調査、学習状況調査の結果で、小学校6年生で全国平均28%の児童が、京都府平均では31%の児童が、本与謝野町では、15%の児童が所持をしているという数値が出ています。中学校3年生につきましては、全国で59%の生徒が所持し、京都府におきましては、68%の生徒が所持し、与謝野町におきましては36%の生徒が所持をしているという学習状況調査の数値からこのような結果であるということを申し添える次第でございます。

さらに、その同じ調査で、携帯電話で通話やメールをしていますかという問いに対しまして、ほぼ毎日していると答えた児童生徒は小学校6年生で全国平均9%、京都府の平均11%、本与謝野町では2%の児童が、ほぼ毎日通話やメールをしているというように回答をしております。中学3年生では、全国平均33%、京都府平均40%、与謝野町では19%の生徒が携帯電話で通話やメールをほぼ毎日しているという回答結果となっております。小学校で全国や府の5分の1前後、中学で全国や府の2分の1前後という低い数値となっているところでございます。したがって、ネットによるいじめについても少ないことが推察されますし、先ほど申しましたとおり、実際、今のところネットによるいじめの報告はありません。しかしながら、いじめ問題全体におきまして、過去の本議会でも答弁させていただきましたように、これはあくまでも把握できた数でございますので、実態がないという、それ以外はないというそういう意味ではございませんし、常に子ども学校の方にはいじめは常に存在しているものだというその前提で対応するようにという指示を出しているところでございます。

当町の各小・中学校においては、原則として携帯電話の持ち込みは禁止されていますし、情報モラル教育の情報教育の一環として行っているところでありますが、引き続き、指導を徹底するとともに、保護者の協力を得まして、今後も本問題について対処していきたいとそのように考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

- 1 4 番（森本敏軌） それぞれ答弁をいただいたところでありますけれども、平成20年度予算編成にあたりましては、質問でも申し上げましたように、行政改革大綱、あるいは総合計画というのが答申をされて、この初年度ということで、大変な取り組みをしていただかなければならないというわけでありまして、先だって、文教厚生部の視察で、委員長の説明にもありましたように、下條村へ行かせてもらいまして、いろいろと大変な取り組みを聞いてきたわけですが、その中で、与謝野町の状況等もちょっとお聞きになられて報告した中で、やっぱり職員数の点などいろいろな面で申し上げましたら、それでは与謝野町将来ありませんよというふうな厳しいこの説明もお聞きして、確かにそうなんかなというふうに思ったわけですが、この行革大綱の中身を見ましても、年平均4億円、5年間で20億円という大変な削減をしていかなければならないということで、町長も今おっしゃっていただきましたように、編成に向けて大変な努力をしていただいているというふうに思うわけですが、いろいろな面で行革の大綱の中のメニューの中にいろいろありますけれども、職員の削減でありますとか、あるいは事務事業の見直し、

そして真に必要な住民サービス、真に必要な部分についてはしっかりやっていただきたいというふうに私も思いますし、その辺の具体的な庁舎の問題、分庁舎に分かれて、質問にも申し上げましたけれども、地域振興課を置いて住民サービスの低下につながらないようにということで頑張っていたというわけですけれども、こういった見直し等々について、改めて町長に20年度予算編成にあたってのハード事業も先ほどたくさん申し述べていただきまして、その辺の整合性もありますので、こういった改めて町長の臨む姿勢。

それと、やっぱり町長の決断と言いますか、リーダーシップというのが非常に重要だというふうに思っております、決断もしていただかなければならない、石橋をたたいて渡るのも大変重要なことでありますけれども、やっぱりその辺の指導力を十分発揮していただいて、トップマネジメントということで、この行革に臨んでいただきたいな。特に行革初年度としてし思い切ってそういったメリハリのついた予算編成をお願いしたいというふうに思うし。まずそれにはやっぱり住民の皆さんに説明をして、しっかり理解をしていただくということが非常に大事ではないかというふうに思いますので、そういった点、改めてお尋ねがいたしたいというふうに思いますし。

それから、情報網につきましても、まだしっかりとした方向が、2つほど今、示していただきましたけれども、今年度中にそういった予算化がされるというふうな状況ではないかなというふうに思うんですけれども、その辺のお考え。それから、公共交通につきましても、今いろいろと4つほど問題点整理して取り組んでいただけるというふうに思うんですけれども、やっぱりこれには費用対効果というのもしっかりありますので、どの方法がいいのかということもしっかり検討していただいて、実のある公共交通網になりますように、十分住民の方々が利用しやすい公共交通になりますように、ひとつその辺も考えて取り組んでいただきたいなというふうに思います。いずれにしても、持続可能な与謝野町として、行革大綱を頭に置いて、これらが執行されますように、ひとつ町長の決断も含めて、今後の予算編成に取り組んでいただきたいというふうに思いますので、改めてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

それから、教育問題につきましても、今、学力テストの結果も聞かせていただきましたけれども、与謝野町においては平均点であるというふうなことで安堵しておりますけれども、やっぱりこの結果を踏まえて、よきにつけさらにより一層向上が図れるように、教育長も今おっしゃっていただきましたけれども、さらに取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから、いじめにつきましても、特にネットいじめにつきましても、そのいじめについてはないというふうな状況も今伺ったんですが、やっぱりこれは親や先生の目にふれないというところで、非常に発生しているということで、非常に問題になっております。特に携帯電話について、教育長はいろいろな防犯的な面とかいろいろとありますけれども、処置をするのがよいのか、わるいのかという点についても、個人的な判断になるのかと思いますけれども、こういった考えを持っておられるのか、持っている者や持っていない者があるという中で、どういう判断を教育長はされておられるのかお尋ねいたしたいです。一層こういったいじめがなくなるように、特にそして今おっしゃっていただきましたけれども、情報教育、モラルですね、インターネットとかそういった携帯電話の使用に対するモラルについての教育も徹底して行っていただきたい。あるいはフィルタリングというふうな方法もあるようでもありますのでそういった面も含めて、なくなるよ

うに取り組んでいただきたいというふうに思いますが、以上の点、2回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるように、平成20年度からいよいよ総合計画、あるいは行政改革大綱に基づきまして実施計画を立てて、そして10年間、あるいは5年間の長期的な中で、どういう方向をとっていくか、またその中でどうしても必要な、あるいは緊急性を要する事業というものもございますので、それらをどういうふうに組み合わせしていくのか、やはりこれは財政あってのことでございますので、やはりそれらをトータル的に、財政のシミュレーションをした中で、何年度にこれをやっていくという、そういうある程度の計画を持った形で進めていかなければならないというふうに考えております。そうした中で、おっしゃるように、まだまだ見直しをすべき点もあろうかと思ひますし、今そうしたことをトータルの中で考える中で、今、予算編成に向けて鋭意努力しているところでございます。あればいいし、やったらいいのはもうよくわかっておりまして、今おっしゃるように、非常に厳しい財政の中で、じゃあどういふふうに工夫をしてやっていくのかというところを今、四苦八苦をして、考えているところでございますので、一定の20年度の予算には、それらの中身がある程度、出てくると思ひますので、それより議会の前に予算を提案します前に、ある程度、議会にもどういった計画を立てているのかというふうなこともお示しする必要があるかというふうに思ひますし、それらの中で体制を決めていきたいというふうに考えております。ですから、この件については、来年度必ず予算化できるというそうしたところまでまだ至っておりませんので、その辺はご理解いただきたいというふうに思ひます。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 森本議員の第2問目の私への質問に対して答弁させていただきます。

まず、学力のことについてでございますけれども、学校教育で保護者の方々、また地域の方々が期待されておりますのは、広い意味での学力の向上、伸長というところにあると思っております。その学力の、またその中核をなすのは、やはり一般的に言われています狭い意味での学力は、それはやはり中核をなしていると思ひますので、先ほど答弁させていただきましたように、各学校におきましては、それぞれそれに向けて取り組んでいるところでございますし、また、他校と連携、あるいは中学校と連携しながら、この向上と伸長に努めているところでございますので、さらにそれを鋭意推進していきたいと、そのように考えているところでございます。

次に、ネットいじめにかかわってでございますけれども、このネットいじめにつきましては、私の方から改めて申すまでもなく、これは非常に把握しにくい問題であります。個人の世界の中でございますので、非常に把握のしにくいところでございますけれども、結局これはご家庭の方にも協力を得なければならないことでございますし、学校といたしましては、やはり子どもたちと教師とが常にふれ合う中で、そうした信頼関係を構築する中で把握していくことが大切じゃないかと、そのように考えているところでございます。

それから、携帯電話の所持についての見解についてのお尋ねでございますけれども、私は基本的に小学生、中学生には必要ないと、そのように考えているところでございます。しかしながら、ご家庭の事情で、いろいろこういうふうに使いたいというのもございます。携帯電話出ましたときにこんな話もありました。ちょうどクマが出没しまして、そのクマに出会ったときに、助けを

求めるために持たせているんだという父兄がおられましたけれど、果たしてそんな余裕があるんだろうかとそのように感じたことがあります。いずれにいたしましても、これはご家庭の判断に私は委ねるべきだと思っております。禁止するとか、そういうようには私自身は考えてないところでございます。

次に、情報モラルに関してでございますけれども、これは学校におきまして、情報教育を推進していくというカリキュラムができましたときから、いわゆる光と陰の部分という表現で、常に陰の部分への対応について教育をするようにというふうになっておりまして、その分については、各学校取り組んでいるところでございます。

それから、またご指摘のフィルタリング件でございますけれども、学校の携帯電話につきましては、これはすべてフィルタリングを通しておりますので、学校で使用する限り、そうした有害な情報が入り込むことはないわけでございますけれども、これはご家庭の方でも、このフィルタリングを使ったそうしたインターネットの使い方をしていっていただく必要があるんじゃないかと、そのように私自身は考えておるところでございます。いずれにしましても、コンピューター、携帯電話につきましても、この有害性の部分、その部分につきましては、今後大きな課題になっていくと思っております。現在、関係機関と協力、連携しながら進めている事業に薬物の乱用防止の取り組みがございます。これらと連携させながら、新たな問題として被害にあったりしている状況があがってきておりますので、それらもリンクさせた、そうした講習会等が持てないかなというふうにも考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

- 1 4 番（森本敏軌） 来年度予算編成にあたっては、何度も申し上げるかもわかりませんが、町長の強いリーダーシップと、そして職員の皆さんのしっかりと持って、そして住民の皆さんへの説明と理解を求めることが非常に重要だと思っております。若干の痛みも伴うかもわかりませんが、やっぱり持続可能な与謝野町としていくには、やっぱりそうした思い切った行財政改革が必要ではないかなというふうに思っております。以上のことを申し上げまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

それでは、10時55分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時55分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、17番、服部博和議員の一般質問を許します。

服部議員。

- 1 7 番（服部博和） 私は通告に基づき、リバースモーゲジ制度の導入を問うと題して町長にお伺いいたしたいと思っております。

私たちのまち与謝野町も、近隣市町村同様高齢化が進み、現在高齢化率は26.8%に達しております。今後、この数値は年ごとに上昇し、平成30年ごろまではとどまることがないと伺っております。そのような状況下にあって、高齢者の方々は、本当に豊かで充実した老後をおくっておられるのでしょうか。過日、執り行われました敬老会や、戦没者の追悼式において、来賓の

方々のごあいさつを伺っておりますと、その皆さん方、異口同音にこのように述べておられました。混乱の戦後復興に寄与され、今日の日本を世界の一流国に押し上げられた功績は、まことに大きなものであります。どうか残されました余生を楽しく有意義に云々と最大の賛辞をおくっておられたのが大変印象的でありました。しかし、現実はどうでありましょうか。その偉大なる功績とは裏腹に、その方々、高齢者に対する待遇は、おせじにもよいものとは申せないものであります。例えば所得税や住民税の増税、国保料、介護保険料の値上げ、医療の窓口負担引き上げ、また、来年4月から導入される後期高齢者医療制度の問題等々、昨今の社会保障費の負担増には、お年寄りに対する配慮など全く欠落しているとしか申しようがないありさまだと思っております。また、生活費も原油価格の高騰により、ガソリン、灯油のみならず、あらゆる生活用品に影響を及ぼしてきております。この地においては、長引く不況の真っ只中にあり、これから厳しい冬を迎えるにあたり、町民の不安と苦しみは募るばかりであると思われまます。このような状況下にあつて、収入の道を閉ざされ、唯一年金のみ収入を頼っている高齢者の方々は、ただ耐えるのみの生活を余儀なくされているのであります。

さて、戦後の20年代初頭にベビーブームと呼ばれた時期がありました。その時期に生を受け、成長期には大人数がゆえの過当といえる受験戦争を経て、社会人の仲間入りをすると、団塊の世代ともてはやされながら、日本の高度成長とともに歩み、GDP世界第2位という輝かしい礎を築いてきたこの人たちがこのたび定年退職の時期を迎え、高齢者の仲間入りをしようとしております。これを機に、あらゆる方面において、定年後のライフスタイルがクローズアップされるようになってまいりました。それらの情報によりまますと、定年後の夫婦2人暮らしの生活費は、月額24万円程度必要とされております。しかも、この額はただ生活していくのみであり、趣味や旅行を楽しむのであれば、ほかにそれなりに必要な出費がかさんでくるというものであります。では、この金額をもとに、定年から命の尽きるまで、幾らぐらい必要であるかを試算してみまますと、60歳でリタイヤして、平均寿命の80歳まで生きるとすれば、20年間、すなわち240か月生きることができます。夫婦2人で月額24万円必要でありますので、合計5,760万円持っていなければ生きていくことができないのであります。しかし、これだけの蓄えを持った人は、そう多くはないと思うのは私だけなのでありましようか。一方、蓄えの目減りも避けてとおることができないのであります。幾ら、生活費を遣り繰りしても、大病など万一の出費も考慮しなければならぬのであります。そのため、蓄えの目減りする不安は、老後の不安感の中でも、健康問題と並んで大きな比重を占めているといわれています。このようなことから、退職金などを上手に運用して、その利息や配当によって少しでも不足額を小さくしたいと考える人も少なくないはずであります。また、インフレへの対応という意味もあると考えられているようであります。当然のことながら、超高利回りの運用で、豪華な生活を夢見るような甘い話には落とし穴があるのは当然のことではありますが、老後の不安からこれらに走る人も多いことも事実であります。そこで、リスクもなく、蓄えも年金も少ない方々のために、リバースモーゲージ制度の活用を積極的に推し進めていくことが安心で、安定した老後をおくることのできるのではないかと考えておるわけでございます。

リバースモーゲージという言葉は、余り耳慣れない言葉であり、ご存じない方も多いと思われまますので、少し紹介させてみたいと思ひます。この制度は、アメリカで1960年代に導入され、



約10年間で市場が拡大し、契約件数は約8万件に達したと報じられております。日本では1981年に東京都の武蔵野市を皮切りに、2001年には各都道府県の社会福祉協議会が、低所得者を対象に実施いたしております。過日の新聞で、京都府も今年の冬より実施が予定されると報道されておりました。しかし、京都府が導入しようとしておりますリバースモーゲージ制度は、対象者が生活困窮世帯に限られているということでありまして。しかし、生活困窮者のみならず、年老いてくると、だれでも不安を感じてくるものであります。これら高齢者の不安要因は、生活費不足に対する不安が最も多いと思うのであります。なぜならば平均寿命が毎年伸びているにもかかわらず、政府からの年金の給付は減ってきており、さらに今後も減り続けていくと考えられるからであります。平成18年度版高齢社会白書によりますと、60歳以上の45%が老後の備えで足りない答えています。しかし、この60歳以上の高齢者は、持ち家率が88.9%を超え、平均6,000万円前後の総資産を持っておりますが、その総資産の約3分の2は、宅地や住宅などの不動産であるため、家は持っているが現金がないというハウスリッチでキャッシュプアという人が以外と多いとの見解を出しているのであります。このような現状に最もマッチした制度がリバースモーゲージであると思っております。リバースモーゲージを日本語に訳しますと、逆住宅抵当貸付となるようであります。自宅を保有している高齢者、60歳以上の方が、今の状態で自宅に住みながら、自宅を担保にして金融機関から返済なしのお金を受け取るシステムであります。例えば、中央三井信託銀行のリバースモーゲージを利用した場合、Aさんが評価額4,000万円の土地つき家屋を担保に65歳で契約すると、毎年受け取る定期金は100万円となり、月額8万円強が別収入として入ってくる計算となるわけでございます。仮にAさんが年金を月額20万円もらっておられればリバースモーゲージを組むことにより収入は28万円とアップし、生活は大分楽になるはずであります。一方、心配になる返済方法ですが、基本的に借り手が返済する必要はないのであります。しかし、借り手である当事者が死亡すると、ローンは自動的に満期を迎え、金融機関は担保にしていた住宅を売却して貸金を回収することになるわけです。このとき、売却金額が貸金より多かった場合は、差額金は相続する子どもさんにわたることになりますので全く心配がないのであります。また、亡くなった人の相続人である子どもが家を相続したいと金融機関に申し出た場合、金融機関は相続人から融資額を受け取り、住宅を売却しないで相続人に渡すことも可能であるわけであります。さらに融資は、本人が死亡した時点で担保となっていた自宅を売却して清算するシステムのため、生前に自宅を手放すような抵抗感も感じなくてすむという利点があるのであります。さらに、この制度の特徴を申し述べますと、利用者は60歳以上で土地つき一戸建て住宅に住んでいる人が対象となります。2つ目は、年収が0でも借りられる利点があります。3つ目、借り手はローンを返済しなくてよいわけであります。4つ目は、自宅に住み続けながら、終身定期金が受け取れるわけでございます。5つ目、自宅の所有権を手放さなくてもよいわけであります。6つ目、受け取る定期金には税金がかかりません。7つ目、受け取るお金の使い道は、海外旅行に使おうと、新車を買おうと、年金の不足分に使おうと自由なわけであります。このように資産はあっても、現金が不足している高齢者が多い今日、この制度を上手に活用することで、豊かで安定した老後がおくれるよう行政がお手伝いすることを一考されてはどうかと思っております。

また、私たちの周りを見渡してみましても、空き家や空き店舗が目につきます。これらの家や

店舗は活用される予定もなく、ただ朽ち果てていくのを待つばかりのようであります。これらの家々に人が住み、夜には窓辺に明かりがともり、辻々では子どもの笑い声、またときには泣き声が聞かれるようなかつての賑わいを取り戻すことも可能になってくるのであると思うのであります。町長のお考えをお伺いし、1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 服部議員のご質問にお答えいたします。

リバースモーゲージ制度とは、今、るる服部議員の方からご説明がございましたように、少子・高齢化社会における経済活性化の起爆剤になると期待されている制度でございます。リバースモーゲージとは、高齢者が居住する住宅や土地などの不動産を担保にして一括または年金の形で定期的に融資を受け取り、受け取った融資は、利用者の死亡、転居、相続などによって契約が終了したときに、担保不動産を処分することにより、元利一括で返済するものでございます。この制度のメリットは、現金収入の少ない高齢者が、住み慣れた自宅に住みながら老後の生活資金が受け取れる点でございます。さらに融資は本人が死亡した時点で担保の不動産を売却して清算するシステムになっているため、生前に自宅等を手放すような抵抗感も感じなくてすみます。昭和57年に東京都武蔵野市が導入し、続いて世田谷区、神戸市などの自治体や、信託銀行も導入しておりますが、活用事例は極めて少ないようでございます。その背景としましては、バブル崩壊後の地下下落による融資リスクが大きく、また中古住宅市場がアメリカに比べて未整備で、流通物件に極端な差があることや、日本人の長寿などがあげられます。しかし、年金に対する国民の不安が増大している昨今、リバースモーゲージ制度を活用すると、公的年金制度の補完となり、他の世代と比較した場合、住宅ローン、税金、教育費、社会保障料などの固定的な負担が軽い分、高齢者層の消費が上昇し、日本経済に寄与するとも言われております。制度を対立いたしますと、行政がかかわる場合と、銀行独自の金融商品の場合の2種類がありますが、行政がかかわる場合は、直接融資方式と、金融機関を斡旋する間接融資方式に分かれております。直接融資方式は、武蔵野市、中野区が採用している方式で、行政が直接融資するという福祉的な側面が強い方式でございます。また、世田谷区、大阪市、神戸市などは、銀行を斡旋して、銀行が利用者に融資を行う間接融資方式で、融資のリスクは銀行がすべて負担するため、融資条件は当然ながら厳しくなっております。銀行独自の融資方式は、不動産価格の下限が1億円以上などとなっているため、適用事例がほとんどなく、現在は停止している状態のようでございます。平成15年4月に厚生労働省が指導する長期生活支援資金貸付制度、これは自治体主導のリバースモーゲージ制度が導入されました。実施主体は都道府県の社会福祉協議会で、申込先は市町村の社会福祉協議会となっております。貸付対象は65歳以上の住民税非課税の世帯で、不動産評価価格の7割を上限に、毎月30万円以内の生活資金を援助する仕組みで、3年を一区切りとして、その時点で貸付限度額の枠に余裕がある場合は、貸付が継続されます。本年6月時点の融資実績は433件、そのうち東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京圏と福岡県、熊本県、大阪府で約70%を占めておりますが、地方では資産価値が低いこと、社協に不動産実務に精通する人員がほとんどいないこと、借入希望者に対し適切なアドバイス、カウンセリングをする組織がないことなどから低迷をしております。

また、本年度から要保護世帯向け長期生活支援資金貸付制度、これは困窮者盤リバースモーゲージ制度が創設されました。対象はこれは65歳以上の高齢者世帯で、評価額500万円以上の住居用不動産を所有し、貸付金を利用しなければ生活保護の受給を必要とする世帯でございます。この貸付制度の利用を生活保護に優先させるとともに、利用期間中は生活保護の適用がされないこととなっております。実施主体は都道府県の社会福祉協議会で、貸付限度額は評価額の70%、償還時期は借受人の死亡時、ただし配偶者が契約を継承する場合は、配偶者の死亡時となっております。貸付原資の負担割合は国が4分の3、都道府県が4分の1で、京都府では府社協と調整を進めているところでございます。現在のところ、与謝野町単独の制度は考えておりませんが、国、府の動向を見ながら、これらの制度を研究していきたいというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

17番（服部博和） 2回目の質問をさせていただきます。

皆さんの記憶にもまだあるんじゃないかなと思うんですけども、かつてマスコミ、テレビやラジオ、また雑誌などで大変脚光を浴びた双子の姉妹があります。金さん、銀さんという方でございますが、この方が大変マスコミに引っ張りだこでございまして、あらゆるテレビ、あらゆるラジオ等に出られて、大変金儲けをされとったわけでございます。そのときに、あるインタビュアーが、金さん、銀さんに、あなたはそんなたくさんお金をためられてどうするんですかという質問をしたことがあります。金さん、銀さんは、どういうふうに答えられたかと言いますと、老後が心配だでないという答えをされたということでございます。ご存じのとおり、金さん、銀さんは100歳を越えられて、老後も老後も大変な老後を過ごしておられるわけですが、その方が老後が心配だでな、この言葉が今の高齢者の方々の気持ちを私はズバツと代弁しておる言葉ではなからうかなというふうに思っておるわけでございます。このように老後の安定した生活をおくるためには、ある程度の資金がいるということは確かであります。しかし、先ほどの1回目の質問のときに述べさせていただきましたように、いろいろなものに勧誘が、悪い勧誘が行われておりまして、高齢者の方々に対しまして、詐欺が行われるということがふえております。この前も、そういうような詐欺がありました。大きな社会問題になっておるわけでございますけれども、最近の方向といたしましては、一番数の多い高齢者、だましやすい高齢者をうまく詐欺に乗せて、そして荒稼ぎをするというシステムがふえておるわけでございますけれども、それはともかくといたしまして、正規の投資信託あたりも、最近盛んになっておるようでございます。大変おもしろい記事がありましたのでご紹介させていただきますと、香川県の小豆島、あの小さな島でございますけれども、あそこで今、投資ブームがすごいこと投資がブームになっているということでございます。人口が3万2,000人のまちでありまして、高齢化率が30%、そこで投資信託のブームが起きておりまして、現在、投資信託残高が100億円を突破したというそのような話でありますけれども、日経新聞が報じておるので間違いのないと思います。こういうようなことが行われておりまして、これが素人がやっておるわけでございますので、一つ間違えば、これはまちぐるみ、小豆島ぐるみ吹っ飛んでしまうんじゃないかなという状況が起きておるわけでございます。このようにお年寄りの方々、高齢者の方々がそういうマネーゲームに参加され

るといふことも、やはりこれは興味があるんかもわかりませんが、やはり先ほど、1回目の質問でもさせていただきましたように、老後に対する不安があるということが根底にあるのではなからうかなと思っております。

また、小豆島のことでございますので、今この与謝野町には直接関係ないわけでございますけれども、往々にしてこういうようなことは則全国に飛び火をするものでございます。違法でない投資信託が、もしこのまちで、小豆島のような状況になったとしたら、これ大きな問題があるというふうに考えるわけでございます。ですから、やはり高齢者の方々に、そういうようなものには手を出していただかないように、安心して安定した老後がおくれるようなシステムというのを考慮していただく必要があるのではなからうかなというふうに思っております。そのためにはやはり、リバースモーゲージ制度が最適であり、今の町長のご答弁は、与謝野町独自では、この制度を導入することはできないけれども、府や国の制度をうまく利用していくということを考えてみるという前向きのご答弁をちょうだいいたしたわけでございます。ぜひ早急に検討していただきまして、この制度をお願いしたい。導入をお願いしたいというふうに考えておるわけでございます。

また、もう1点、やはり空き家という問題、これに対する問題も大きな社会問題に私はなりかけておるのではなからうかなというふうに考えております。総務省の住宅、土地、統計調査によりますと、全国の空き家の総数は660万戸、20年前の2倍に達しておるというデータが出ておるわけでございます。また、住宅全体に占める空き家率は12.2%、8戸に1戸が空き家だということが、これまた示されておるわけでございます。8戸に1戸が本当に空き家があるんかなというようなことで、私も最小の単位であります、私の隣組を対象としたところで勘定してみました。私の隣組は、12戸あるわけでございますけれども、そのうちに空き家が4戸、空き店舗が1戸という状況でございますので、はるかに8戸に1戸の空き家より率は多いという結果が出ました。やはり空き家というものはあるんだなということを、今さらながらしみじみと感じておるようなことでございます。それでは、空き家を放置すれば、地域への影響が深刻だということをおっしゃっておりますけれども、どのような悪影響が地域に及ぼされるんだらうかなということでございますけれども、やはり空き家になりますと、不審者の侵入による治安の低下、また子どもがその中に入り込んで、住かにしたり、その家の中で空き家の中で遊ぶ、また最悪の場合は、マッチで火遊びをするというふうなことになるましたら大変な状況が出てくるということは想定されるわけでございます。

また、家電製品などを不法投棄するというようなこともあるようでございます。また、先では家屋が崩壊することによって、景観が悪化する、よくこういう朽ち果ててそのまま放置されている家を見かけるわけでございますけれども、やはりまちの景観を悪くするというようなことで、当然なってくると思えます。そうなりますと、人が住みつかなくなったり、地域の評判も下がってくるということになるようでございます。やはりこれらのこと空き家対策ということも考えるならば、やはりリバースモーゲージ制度の導入、また国や府との連携によるその制度の告知をしていただいて、町民の方々に活用していただくようなこともぜひ必要だというふうに思うわけでございます。どうか1日も早く、府や国とのタイアップによりますところの制度の導入ということをお断りをお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうかよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（糸井満雄） 次に、12番、多田正成議員の一般質問を許します。

12番、多田正成議員。

12番（多田正成） 失礼いたします。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり4点ばかり質問させていただきたいと思ひます。

今回は高齢者についての問題を3点ばかり質問をさせていただきます。

それでは、1点目は、高齢者の団体活動につきマイクロバスの使用が緩和できないかといった点でお尋ねをいたします。きょうまで、現役として、家庭、地域、また我が国を支えて来られた幸せな社会を築き上げられた諸先輩方が、一線を引かれ、やれやれこれからといった矢先に年金問題、介護保険、そして今回、後期高齢者医療制度とますます高齢者に負担のかかる時代となつてまいりました。そんなお年寄りにこれ以上負担をかけないように、団体やグループで楽しく元気で過ごしていただけるように行政として、バスの配慮がお願いできないか。現在、いろいろ課題になっております予防介護、要支援、要介護と厳しい現実を前に、できるだけ長く元気に過ごしていただくのも支援策の一つではないでしょうか。まだまだお元気で自発的に活動もしておりますし、旧町のとほのように、もう少しバスが使用させてもらえたらとお年寄りの要望でもあります。当町としては、そういった声も含め、現在、交通網の整備、あるいは町内巡回バスなど、充実に向けて検討していただいておりますが、個人や少人数での活動はともかくとして、老人会行事、趣味など、団体活動の場合のみ使用許可の緩和をお願いできないでしょうか。行政として、民間、レンタカー業者のことや、経費削減問題もあつて、大変だとは理解をしております。また、一方では、我々もむだを省き、経費削減をと言ひながらも、このように経費のいる要求もしなければなりませんので、お許しをいただかなければなりません、自分で車の乗れない幼児や児童、高齢者のような場合は、多くの方や、業者の方も理解をしていただけるものと思ひます。このことは質問というよりもお願ひになります、町長のご所見をお尋ねいたします。

2つ目は、野田川町地区にあります老人会、いこいの家についてのお尋ねをいたします。当施設は社協事務所の2階にありまして、いつでも自由に老人会の方が使つておられるのですが、行事や趣味などで、活動されるときに、階段の昇り降りが老人の方には大変なようです。また、荷物を持つては、大変危険との声もありまして、何とかよい改善策がないでしょうか。施設の移転など考えられないのでしょうか。このことも先ほどの質問と同じで、いつまでも元気で楽しく暮らしていただくために予防支援と考えますが、町長のご所見をお尋ねいたします。

3点目に、次に医療制度や介護制度についてお尋ねをいたします。今回、国は医師不足や高齢化で増大する医療費の抑制を目的として、医療保険型療養病床の削減、介護保険型療養病床の廃止策を打ち出してあります。つまり医療の必要度の低い高齢者を在宅に移す計画を立てておられて、京都府では国の基準に従つて、療養病床が全国一の削減率にとほ言われてあります。言葉は余り好きではありませんが、医療難民が出るともささやかれてあります。そんな事態を生まないためにも、府としても対策、受入れ体制支援策や、介護従事者の確保、あるいは日常生活見守り隊といった対策をいろいろ考えてはいただいているようですが、いずれにしても直接関係するのは、各自治体であり、最後は各家庭、家族、個人の問題となつてまいります。私はつい先日、

同僚会派の皆さんと、介護施設の視察研修をさせていただき、実態ともふれさせていただきました。いずれそうなるであろう自分を考えるときに、余談になりますけれども、幼少のころ見せていただいた姨捨山、檜山仏子といった映画を思い出します。食べるものもろくにない貧しい時代に、現役を終え、年老いた自分が息子たちの生活の足手まといにならていようと、山へ連れて行けという母が、息子たちを思う親心と、命をかけて育てくれた親を手放せないと思う息子たちの気持ちの物語ですが、いつの時代もそんな親子愛であり、兄弟愛であってほしいと願うのは、私だけでしょうか。そういった意味からも、自宅介護は理想ですが、国の掲げる方針は、財政難からくる発想ですから、何の心も、家族愛も、人間形成も感じられない施策と考えます。また、現在のように経済戦争の中から愛や心は育たないと言われていています。そういった社会環境では、映画のような人間形成であったり、家族愛は理想ではありますが、現実にはほど遠く、支えきれない部分があります。しかし、今後は、家族愛で支えられるような社会環境や、経済環境を目指しながら、これからの福祉にどう取り組むかが今後の課題であります。理想は今後のあり方として、現実には、今回のように医療を必要とする療養病床の削減、あるいは廃止策は、家族ではどうすることもできない問題なのです。現にそのことを必要とされる待機者が、当町でも多くおられ、また高齢者世帯が1,550世帯と聞いております。ますます高齢化が進んでまいりますが、国の方針と現状とのギャップの中で、施策の増設が必要ではないかと考えますが、福祉のまちとして、当町では、今後の施策をどのように考えておられるのか。また、どのようにされるのか、町長のご所見をお尋ねいたします。

最後に、自宅で介護されている家族への支援策をとということでお尋ねをいたします。先ほどの質問に関連することですが、ますます厳しい時代に入ってきます。我が国の経済が悪いということは、地域もまた我々個人も同じことでもあります。すべての面に、財政の影響が出てまいりました。これからは正しく自己責任の時代だとは思いますが、そんな中で生きるということがいかに大変か、ましてや病床につかれたり、自宅で介護が必要となられた本人はもちろんのこと、ご家族は大変であろうと思います。それに対するサポートが必要ではないかと思えます。経済的、肉体的、精神的苦勞と計り知れないものがあると思えます。要介護者に向けての支援策は、いろいろと考えていただいておりますが、案外それを支えられるご家族への目が向けられていないのではないのでしょうか。当町では若干の支援として、激励金とか、非課税者の方にはおむつ代とか、策は考えていただいているようですが、保守的な支援だけではなく、癒しきれない疲勞と孤独感との精神的サポートが必要ではないのでしょうか。幸いにして、当町ではありませんが、テレビ、新聞紙上で見ますと、あつてはならない厳しい現実も知らされます。なんととっても介護される家族の方がいきいきと元気でなければ、要介護者の方も幸せにはなれません。そのために精神的苦勞を少しでもいやせる、家族への心のケアが側面からもできないものでしょうか。特に老夫婦の方には必要と考えますが、町長のご所見をお尋ねいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 多田議員のご質問の1番目、高齢者の団体、あるいは自主活動に対するマイクロバスの貸出と施設の改善策が必要ではとのことで、1点目のマイクロバスの使用許可の緩和につ

いて、高齢者の方々の活動範囲や、視野が広がり、元気に楽しく暮らしていただけるのではとのご提案にお答えいたします。既に議会でもいろいろなご議論をいただいておりますが、繰り返しの説明を申し上げることになるかもしれませんが、昨年3月の合併以来、今年3月までは合併前の旧町の考え方によってマイクロバスを使用していただいていたのですが、この使用基準が3町間で統一されていなかったことと、昨年10月に京都運輸支局の運送課から町有のマイクロバスはあくまでも町の自家用車であって、町の事業に使うのであれば問題がないが、それ以外の事業に無償で使用すると、結果として管内のレンタカー会社の仕事を奪うことになり、民業圧迫にあたることの指摘を受けましたことから、今年4月から使用基準の統一化と厳格化を行ったものでございます。この結果、お尋ねの老人会活動については、町の老人クラブ連合会が行う事業と、旧町単位の老人クラブ連合会が行う総会に対してのみ許可をさせていただくこととしたものでございます。また、町有のマイクロバスということで、公共性なども考慮する中で、レクリエーションなどの目的では使用をご遠慮いただくことにしております。議員ご指摘のように、お年寄りの方が元気で生き生きした活動をされるためには、活動の範囲を広げる手だてとして、交通手段はなくてはならないことは十分承知しておりますが、旧町単位の各老人クラブ連合会に対しましては、毎年活動に必要な補助金も交付させていただいておりますし、例えば旧加悦町では、老人クラブの活動に対して、従来からマイクロバスの使用許可をしておられませんでした。それぞれの単位老人クラブでは、現在でも独自にレンタカーを借り上げられて、研修旅行など活発な活動を行っておられますので、ぜひともそのような形で考えたいというふうに願っております。

次に、2点目の野田川老人憩の家の改善策、あるいは別施設への支援策は考えられないかのご質問でございますが、野田川地域に社会福祉協議会の事務所と併設して老人憩の家を設置し、高齢者のふれあいの場として利用していただいております。当施設は、旧野田川町が丹後織物信用組合の事務所を買い取り使用しているもので、もともと福祉施設としての整備が整っておりませんので、利用者の皆様からは、過去から改善の要望があり、階段部にリフトの取り付けや、エレベーターの設置等も検討いたしました。施設の構造上の問題から改修は不可能と判断し、議会にも報告してきたところでございます。また、過去に老人憩の家として活用していた野田川保健センターへの再度移転することでできないかのご意見もございましたが、ご承知のとおり、当保健センターは障害者のグループホーム等で改修整備することとしたところでございます。与謝野町内の老人憩の家は、野田川地域のみを設置しているものでございまして、今後、新たに整備する計画はいたしておりません。これは財政的な問題のみならず、今後は地域の公民館などを有効に活用していただき、高齢者のふれあいの場づくりを推進していただきたいと考えているからでございます。このような取り組みの一つとして、丹後保健所では、おたっしや丹後モデル事業のモデル地区として、加悦奥区を選定していただいておりますが、この事業は、地区住民の自助、共助と、京都府と与謝野町の共同によって、高齢化率の高い地域であってもはつらつとした生活をおくっていただける環境づくりを目指すもので、区長はじめ、地域住民の皆様が問題意識を持って、積極的に取り組もうとされており、今後、町内各所でもこのような取り組みを普及させたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2番目の療養型、介護型施設の入所待機者が多いが、施設不足の対策が必要と考えるがとのご質問でございますが、国は慢性期の高齢者が長期入院している療養病床について、平成

23年度末までに介護保険型の療養病床を廃止するとともに、医療保険型の療養病床数を15万床に削減し、介護施設への転換を進めることにしておりますが、介護、医療難民が増大するのではないかと懸念されておりました、全国的にその対策が急務となっております。今年度、京都府が府内全域で特別養護老人ホームへの入所希望者を調査されましたが、与謝野町では158名の方が申請をされております。また、介護療養型医療施設への入所者は21名ございますが、そのうち15名が特別養護老人ホームへの入所を申し込んでおられまして、昨年9月に与謝野町独自で調査したときとほぼ横ばいの状況でございます。町の調査時点で入所申込書を受理している各施設に申請者の状況を個別に判断していただき、早期に入所が必要と思われる方の数を把握していただきましたが、申込者の約20%が必要とのこととございました。ただし個々の身体状況や、家庭介護の状況が刻々と変動いたしておりますので、この数値が絶対的なものとは判断できませんが、約30名の方が早期に入所が必要と思われます。与謝野町の特別養護老人ホーム3施設の入所定員は180名で、今年1月から11月末日現在までに、約30名の方が死亡または退所され、新たに30名の方が入所されておられまして、年によって多少の変動はございますが、大体平均的な数値ではないかと思われまして、つまり、数値的に見ますと、入所が必要と思われる方については、ほぼ1年の間には入所されているということになります。毎年150名前後の入所希望者がおられるということも事実でございます。特別養護老人ホームの増設について、短期的な見地や、即効性を考えれば、その必要性を否定するものではございませんが、50床の増設には8億から10億の資金が必要であり、以前は建設費に対して国、府からの対象経費の4分の3の補助金が交付されておりましたが、現在は京都府の交付金約1億7,000万円程度のみとなっております。過去、与謝管内では4か所の特別養護老人ホームを行政負担で整備してまいりましたが、近年の財政状況を考えますと、従来の行政の負担で整備する考えに至らない状況でございます。京丹後市では社会福祉法人が主体となって整備され、市は借入金の利子補給程度の支援をされているとお聞きをしておりますが、与謝野町内でもそのような取り組みが進むことを期待するものでございます。現在、第3期介護保険事業計画に基づいて施策を展開しておりますが、平成20年度中には21年度から23年度までの3年間を計画期間とする第4次介護保険事業計画を策定することになります。その中では、介護予防の充実、地域密着型サービスの充実、リハビリ機能の強化、介護療養型施設廃止への対応を柱に、特別養護老人ホーム等の入所施設の可能性も検討の必要があるというふうに考えておりますが、現在、策定中の総合計画のベンチマーク、特別養護老人ホーム入所申込者の減少、20%の目標を掲げておりますので、その実現に向けて、総合的な取り組みを図りたいというふうに考えております。

3番目の在宅介護の必要な家族への支援策強化の件、特に老夫婦とのこととございますが、制度的に申し上げますと、居宅介護支援事務所のケアマネージャ、在宅介護支援センターの相談員、地域包括支援センターの社会福祉士や保健師、さらには各サービス機関の介護福祉士やヘルパーなどが随所に配置されておりますので、気楽に声をかけていただき負担が少しでも軽くなるようご相談いただきたいというふうに思います。心のケアの問題につきましては、個々にニーズや状況も違い、すべて行政がカバーすることは実質不可能でございますが、ご家族などからこれらき専門スタッフに、まずはご相談いただきますようお願いしたいというふうに考えております。何よりも家族の支えが不可欠であると考えておられまして、同居していないから心のケアができない



かといえ、決してそうではないというふうに思います。例えば、年に1回でもご両親を旅行や食事に誘うとか、介護疲れを心配するのであれば、月に1回でも帰省して介護の役割を担うとか、いろいろな方法で高齢夫婦の心のケアはできるものというふうに考えます。とは申しまして、すべての人が実行していただけることにはなりませんので、次には、地域の見守りを期待するものでございます。いずれにいたしましても、自助、共助、公助の融合により、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを町民の皆さんとともに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。以上で、多田議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。

まず、1点目ですけれども、いろいろと高齢者に対する施策は考えていただいているようではありますが、そんな中で、確かに業者の問題、陸運局の問題、運輸省の問題いろいろとあると思います。しかしそういうところからは必ず圧力はかかってくるものと私も推測しております。しかし、このまちをどうしていくかということは、やはり行政の力であり、個人ではどうすることもできない、そういったことはやっぱり行政で施策として取り組むなら、私はできる話だろうと思いますけれども、いろいろと問題もあって大変ご苦労だとは思いますが、本当にお年寄りの声を聞きますと、そういったところでもう少し活動がしたい、しかしそうなってくると誘うんだけども足がないでとか、車がないでとかいうふうに言われて参加をしてもらいにくくなったと。ですから、家に閉じこもりがちになるということをおっしゃられて、ちょっとその辺が、旧町の野田川町のときのような施策が考えていただけたらというふうに切実に訴えておられるのが現状であります。確かに元気のいい、自己責任の時代ですから、元気のいいグループ、そんなのはやはり自分の力で動いていただきたいんですが、先ほども言いましたように、幼児だとか、児童、あるいは高齢者の方には少し優しいまちづくりがあってもいいのではないかなというふうに思います。今後の課題として、ぜひとも考え直していただきたいなというふうに思います。

それと、2問目の憩の家では、旧野田川町だけということでもありますけれども、これもお年寄りの役員さんに聞きますと、なかなかその階段を上がるのが、お花をしたりするときには、鉢を持ったり、花を持ったりして手すりを片一方では持たなんしということで、大変、役員の方が危険性も感じるとおっしゃられて、先ほども町長のご答弁の中に、今までにそういうことは十分聞いておるし、改善がしたいのだけでもあそこでは無理だということでもあります。それと今、耐震問題がいろいろと難しい問題がありますけれども、例えば方策として、老人会がみずから、先ほども質問にありましたように、空き家があります。これは行政が借りてそこを施設を設置しますと、大変、耐震問題がいろいろと問題が起きてくるだろうと思いますけれども、例えばの話ですが、老人会がみずからそこを借りて設置をしていくと、老人の家に設置していくということになれば行政として、バック支援と言いますか、そういうことは考えられないのでしょうか。その点1点お尋ねをしておきます。

もしできるようでしたら、そういう施策をお年寄りの方に考えていただければいいわけですが、行政ではなかなか設置をすると、先ほども言いました耐震問題、いろいろな問題が起きてきますので難しいんですが、みずからやるということに対しての支援をしていただければ何とかできるので

はないかなと、便利のいいところに、場所のいいところに何とかなるのではないかなという考えもあります。その辺、1点、お考えを願いたいと思います。

それから、今、療養介護型、要するに福祉の問題でありますけれども、確かに、今答弁いただきましたことは、事実やっただいておるし、本当に福祉のまちで力を入れていただいていることは十分承知をしております。しかし、先ほども町長が言われましたように、待機者が158名ということで、それが30名ずつの移動があって、ほぼ入れかえができていたろうと言われますけれども、次に新しい158名、150名ほどの待機者がおられます。1施設を見ますと、大体150から90といった施設が1つあるようですけれども、そういった人数が常に入れられない、それから質問の中にも言いましたように、在宅介護、あるいは自宅介護ができるようなことならいんですが、例えば医療を必要としたときに、家族は不安であります。ですから、もう少し8億から10億、大きな施設ではなしに、もう少し控えてでも、もう少しその辺が考えていただける施策ができないかというふうにも思います。

それと4点目ですけれども、家族へのケア、支援もしていただいていることも事実であります。そのことも承知をしております。しかし、現実に行行政が事務的にやられるよりは、もっと直に民間は厳しい状態もあります。苦しい状態もあるようでございます。ですから、杓子定規に事務的に処理をするのではなしに、少しそういう対策、あるいは今の支援方法よりも、例えばそういった支援団体を新たに形成していくとか、何かそういう新しい施策で取り組んでいただけたらこの辺も少しは不安がとれるのかなというふうに思います。いろいろ難しい問題もある。財政の問題が一番響いておるようすけれども、銭金やなしに、やはりそういう心のケアが大変必要ではないかなというふうに思います。もう一度、町長のご答弁をお願いいたしまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目の高齢者の方々、老人クラブ等の方々のマイクロバスの貸出ですけれども、これは何も圧力ではなくて、法的にそういうことがだめですよという指導を受けたわけでございますので、何らかの方策を考えていかなければならないでしょうけれども、町としては、そういった町が主催してやりますという老人クラブの連合会の総会等や、そういうものに対しては、敬老会だとか、そういうことには使わさせていただきますけれども、老人クラブが自主的にやられる活動については、もうこれは出せない、マイクロを使うことはできないということでございます。ですから、先ほど申し上げましたように、加悦町ではそれをきちっと守っておられて、今までにマイクロの使用はされてなかったということですので、新しい町になりまして、やはりそれらをきちっと守った形の整理を今回させていただいたということでございます。

そして、その中で特に野田川地域の老人憩の家のことにつきましては、あの場所がそもそもそういうものに使うようにつくられていなくて、社協さんあたりが2階で会議をしたようなそういうところというふうな面も持った施設でございます。ですから、今後につきましては、各地域それぞれの公民館を充実させるような施策を進めておりますので、老人のためだけの施設ということではなしに地域の施設を大いに利用していただいて、活発な活動をしていただけたらというふうに思いますし、みずから空き家を借りてされるというのは、それはご自由にされたらいいことですが、それはみずからされることでもありますので、当然、老人クラブの皆さん

がみずからのリスクをはっていただくということだと思います。大変そういうことでお金がないということで、マイクロも出してくれやという話ですけれども、それらのことを考えますと、そんなむだなことをなさらなくても、公民館というところがありますので、そこらを使っていただけたらいいのではないかなと思いますし、特に野田川の場合ですと、各地域の会館がございますから、そうした身近な施設を大いに利用していただいて活発な活動を続けていただけたらというふうに思います。

それと、第3番目の療養型ということ、介護型施設の入居待機者が多いがということですが、希望される方は確かに158名おいでになります。その方で、実際に手だてが必要だという方が30名、すぐに入所もしていただかなきゃならないと思われる方が30名でございます。ですから、年間に30名の方が退所されておりまして、入所される方が一応は今の段階では、必要と思われる方は何とか入っていただいているというのが現状でして、そのほかの方は希望はされましても、その方が対象になるかということ、そうではない方がおいでになるとこととでございます。ですから、町としては、在宅であっても、そうしたいろいろなサービスが受けたり、あるいは皆さんの力を借りてしていただけるような安心、安全の福祉空間の創設、要するに地域に密着した形で、いろいろなサービスを受けられる在宅であったり、居宅であったりして、そうした方々がいろいろな形でサービスを受けられる方法を皆さんと一緒に考えていきたいということで、あの計画を出して、今、進めようとしております。ですから、大きな施設ではなしに、地域に密着した形で、地域の人たちに支えられた形のそうしたところでカバーをしていきたいということとでございます。当然、病気の方は病気の治療を受けるために病院に行かなければなりませんし、その治療がすんだ後のいろいろな介護の必要な方当然おられますけれども、先ほど申し上げましたように、今後の21年度から23年までの間に、そうした方々に対するいろいろな計画を立てていくことにしておりますので、それらも含めて、皆さんのお知恵も借りながらどうサポートしていくかということの一つの計画にしていきたいというふうに考えております。

それから、支援策の強化ということですが、先ほど申しました答弁のとおりでございます、やはりそれぞれの方々がやはり考えていただかなければならないこととすし、それらに対してどうしても介護が必要で、なかなかの場合には、やはりそれらを地域が支えていくというふうなそういうシステムをつくっていく必要があるかというふうに思いますので、これらにつきましても、皆さん方の協力や、理解や、知恵がお借りしたいというふうに思います。以上で答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） お願いというのか、そういった問題を解決するのは法的もあったりということではなかなかできないということでありまして、非常に残念ですけれども、そういうことかなというふうに思います。しかし、年寄りの方から言わせると、そういう問題が非常にネックになっていることは承知いただきたいというふうに思います。

2点目の施設ですけれども、先ほどちょっと答が聞けなかったんですけれども、例えば独自に造成されたときに、町で支援がしていただけるか、要するに独自でそういった場所を借りてやるのに支援がしていただけるのかという答えがいただけなかったように思いますので、再度そこだけお尋ねをいたします。

例えば、次に、先ほども言いましたように、介護の問題ですけれども、町長もご存じのように、削減策を打ち出しておられます。それで医療難民が出るといった受入れ体制が本当に当町にふりかかったときに、そのことがいろいろと言葉ではいろいろとその支援策をと言っておられるんですが、現実にも大変難しい問題だろうなというふうに思いますし、現に病院でもですね、今、3カ月になって、次どこへ行くのに入るところがない、病院から病院に入るのに入るところがないということで困っておられるのが現実であります。確かに帳面上、テーブルの上では町長のおっしゃるとおりだと私も理解しておりますけど、我々民間で生活しておりますと、実態にそういうことが起きてまいります。ですから、もう少しその辺を考えていただけるような施策ができたならなというふうに思ひまして、その辺を町長の考えを再度お聞きして終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 空き家をみずから用意してと言いますか、あれしてそこに支援ができないかということですけど、先ほど申し上げましたように、町の持ちます公的な公民館だとか、あるいは地域にもそれぞれ集会所がありますので、それらを大いに利用していただくということで、独自にされることについては、町としてはそれを支援していくという考えはございません。できるだけ地域にあるものを利用していただけたらと思います。空き家があいているからここでみんなでやるんだと、それに対して町が何とか支援せえということについては、やはり自分のみずからのことでやろうとされていることですから、自助ということのみずからが行っていただくというのが筋だというふうに考えております。

それから、医療難民云々ということですけども、確かに医療の治療の必要な方はこれはもう当然、病院が治療されるのであって、それ以降のケア、キューアージャなしにケアの方の必要な方については、福祉的な施策でもってカバーしていくという、その辺の明確なところを国も考えてきているだろうなというふうに思いますけれども、先ほど申しましたように、行政としてできる範囲というのは、非常に範囲、厳しいものがございますので、やはりそれはみずからにやはり考えていただかなければならないところもありますし、それらが難しいときには、やはり相談をいただいて、何らかのいい手だてができる方法を考えていくというような形でしかなかなかお手伝いすることはできないのではないかというふうに思います。非常に足りないと思われるそうしたものにつきましては、やはりそれぞれが知恵を出して、幸いなことに、いろいろとアイデアを持った方々が、またいろいろな形で事業を興してていこうとされるような動きもございますので、やはりそれらの方々の情報等もよく聞いた上で、与謝野町として、できるだけ皆さんの要望がかなうような形の体系をつくっていけるような方向を目指したいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） それではここで昼食休憩に入ります。12時若干過ぎましたので、休憩は1時間30分とりたいと思います。休憩時間中、産業建設委員会を開催するようでございますので、1時間30分とりたいと思いますので、再開は1時40分からいたします。それでは、昼食休憩に入ります。

(休憩 午前12時10分)

(再開 午後 1時40分)

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を続けます。

次に、15番、谷口忠弘議員の一般質問を許します。

15番、谷口忠弘議員。

15番(谷口忠弘) それでは、事前通告に従い、議長のお許しを得、一般質問をいたします。

まず、1点目は、ちりめん街道についてであります。ご存じのように、ちりめん街道は、旧加悦町時代の昭和62年に京都工芸繊維大学工芸学部日向進教授に調査を依頼したのが始まりで、平成11年に加悦町商工会が主導でちりめん街道を考える会が観光商業を目的として結成されました。また、同年より府や町の補助金を受けて、第1回ちりめん街道丸ごとミュージアムを開催し、広く町内外にアピールしていこうという機運が高まりました。そして翌年には、今までのような観光商業としての位置付けだけではなく、建物の保存を第一に考えようという考えのもと、地域住民の人が中心となり、ちりめん街道を守り育てる会という組織になり、平成13年5月正式に新たな組織としてスタートを切ったわけであります。また、建物の保存修復では、平成13年にちりめん街道の中心的な建物である、尾藤家住宅が府の有形文化財に指定され、そして平成15年から16年にかけて、総務省の地域活性化事業の適用を受けて保存修理の工事が行われました。また、同時期より文化庁の全件保存対策事業の適用を受け、ちりめん街道全体の建造物の調査事業が実施されました。そして、平成17年には念願の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、現在に至っているところであります。保存地区の範囲は、城下町特有の地割をよく残す、ちりめん街道に面する街並みを中心に設定され、東西240m、南北630mの範囲で、面積は12ヘクタールの規模を持っています。街道に面して建てられた建物の多くは、匹妻づくり平屋で、平面は四間取りを基本としています。また、表面の質を土間側よりミセノマ、ザシキ、背面の台所を納戸とし、織機置いていたミセノマの間口は機屋窓と称する腰高窓か、格子窓として、座敷には腰の高さほどの間仕切りを備えるものが多く見られます。また地区内にはちりめん工場や、機工場宿舎などのちりめん関連施設も多く残されています。このように旧加悦町、加悦が残す母屋や土蔵、ちりめん工場等からなる江戸末期から昭和初期にかけての街並みは城下町特有の地割や、天神山とその周辺の寺町と相まって、独特の歴史的景観を今に伝えています。こういった歴史的価値のある街並みを後世に伝える意義は大きく、与謝野町としての財産であります。また、地域の方は、伝建地区に選定された以後、急速にこの古い建物がなくなっていく、これからも静かなたたずまいを残しながら、いきいきとしたまちをつくっていこうという意識に芽生えておられます。古い街並みを末永く守っていくためには、住民の皆さんと行政がともに手を取りながら進めていく取り組みが大切と思われまます。新町になって町長には、ちりめん街道の催し、イベントに何回かご参加いただき、いろいろな意味で評価をしていただいていると思うが、改めて町長のこの地域に対する意識と申しますか、思い、考えをお聞きしたいと思います。

次に、この地域は、今後、保存、発展させるためには、いろいろなことが想定されます。まず、大きな課題としては空き家の問題があります。京都市では、町屋などがつくりだす街並みを守るため、来年度、指定した景観重要建造物の建物が所有者の事情で維持が難しくなった場合、買い取って保全する事業をはじめるといふ、これまでは修理に補助金を出してきたが、町屋の減少に歯止めがかからないことから、公有化に踏み切る。現在、買い取る予定はないようだが、将来の公有化に備え、来年度の一般会計予算に予算計上をするそうであります。こうした制度を整えこと

で、市は建物を残したいという所有者の思いにこたえ、また安心感を与えることができると思っています。また、一方では、民間でも有効活用の仲人役としてNPO法人など、空き家、空き地対策で地域の活性化に取り組んでおられる組織もあり、国も一定の支援をはじめたと聞いています。京都市の町屋の例とちりめん街道の街並み保全とは、同一比較はできないが、景観を何とか保全していかないといけないという思いは同じであります。当地域は現在、何軒かの空き家があり、高齢化世帯も多く、今後、空き家の保存に対して、地域の果たす役割は大きいですが、行政の果たす役割も今一步、京都市のように踏み込んだものが必要と考えるが、町長のご所見をお聞きしたい。

また、尾藤家の活用についても、現在、ちりめん街道守り育てる会が、指定管理者として運営しているが、開館して3年が経過したことや、ちりめん街道自体がまだ整備が整っていないこと、またいま一つ、魅力づけができていないなど、来館者が伸びない状況であります。今現在、建物保全を優先的に考えているので当然かもしれないが、尾藤家の有効的な利活用や、魅力づけに対して、建物所有者としてよいお考え、アイデアがあればぜひお聞きしたいと思います。

次に、大きな2点目の質問であります。観光施設のネットワークづくりについてお尋ねいたします。現在、与謝野町では第三セクターや、町直営事業、財団法人など数多くの施設を抱えています。それぞれの施設では、指定管理者制度では経営の責任者、町直営では町職員さんが一生懸命経営や維持管理に携わっておられます。しかし、この地域を一つのエリアとして考えた場合、個々の単体の施設で一喜一憂するのではなくて、このエリアでどのような状況になっているのかと、全体をとらまえる観点が必要であると考えます。月1回は観光協会を交えて、各施設長集めてのミーティングや現状分析、抱えている問題点などを出し合い、この地域の観光の一体化を図る必要性を強く感じます。また、同時に、それを束ねるトップマネジメントをする人材が必用と考えます。先日、福知山市で第三セクターの夜久野ふるさと公社の自己破産がありました。新聞によりますと、債権者は113人で負債総額7,600万円で、指定管理者さんは府内でははじめてだそうです。また、先日はうまくいっていたとばかり思っていた関西学園都市の第三センター株式会社はいはんなも30日に民事再生法の適用を受け、自立再建を断念した。負債総額は109億円だそうです。こうした問題は他人事ではなく、身近な問題としてとらえるべきだと思います。前段で言ったように、現在、町の抱える第三セクター、直営事業など、それぞれ一生懸命献呈に取り組んでおられるという点や、また採算だけで判断するのも問題ありますが、財政に余裕がない以上、やめるものはやめる、伸ばすものは伸ばすといった冷徹な判断力、分析力が必要であり、その上で相互有効資源の活用、人材交流による人事管理、総合的な財務管理、栄養活動など、有機的に結びつけることが必要であると考えます。そのような考え方の上で、私は、各課所管を横断したマネジメント能力を持った組織というか、人材が必要と考えるが、町長のお考えをお聞きしたい。

次に、大きな3点目の質問に入ります。本年11月末に施行された改正都市計画法について、当町の対応と今後の計画についてお伺いしたいと思います。この改正法は、郊外への無秩序な出店を防ぐ目的で、都道府県が床面積1万㎡を超える大型店を対象に、都市計画区域外では出店ができなくなり、また、計画区域内であっても当該地域内にとどまらず周辺地域の意見も聴取した上で同意するかどうかを決める、広域調整の導入が特徴であります。京都府内を7ゾーンに分け、当町は丹後地域商業ガイドラインとして、2市2町で構成され、現在のところ

当地域内では宮津市の市街地のみが商業地域となっているのが現状であります。当町では、現在まちの総合計画が進められているが、私はこの地域内では既に一人当たりの大型店の占める面積が、全国や京都府内の南丹、中丹地域平均よりも大きく上回っており、しかも1万㎡以下の面積であっても、出店を規制することも必要と考えるが、町長のお考えをお聞きます。

また、現在、出店計画が申請中のプラント4は床面積が1万㎡を超えるわけで、現計画では出店できないが、今後の計画についてはどう変わるのかをお尋ねいたします。

以上、大きな3項目と幾つかの細かい点について、よろしくご答弁をお願いします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 谷口議員のご質問の1番目、ちりめん街道についての重要伝統的建造物群保存地区に対する私の思い、将来像と、基本的スタンスについてお答えいたします。加悦重要伝統的建造物群保存地区は、平成17年12月27日に国の73番目の保存地区に選定されました。全国には街並みが残されている地区が1,000カ所を超えるということですが、街並みの保存はよいだけでは国の選定を受けることはできません。そこに住む人たちが街並みをどのように見ているかという住民の眼差しが大切でございます。街並み保存は古墳などの他の文化財とは違い、文化財の中にたくさんの方が住んでおられるということが大切なポイントであるというふうに思います。つまり、国の重要伝統的建造物群保存地区の選定は、街並み保存の主役はそこに住む人たちであり、行政はその取り組みを支援する、そういうシステムになっております。このような観点から、街並み保存にとって重要な伝統的建造物の修理に対して補助を行い、また住民の皆さんの取り組みを支援してまいりたいというふうに思っております。

次に、この地域を保存し発展させるために、議員が指摘されている空き家への対応策、旧尾藤家住宅の活用、街並み保存と観光という視点は大事な問題でございます。まず、空き家の問題ですが、現在、加悦の保存地区内には、78軒余りのお宅があり、そのうち8軒の空き家があります。その所有者の方は、ほとんどが東京や大阪に住んでおられます。街並み保存は、そこにある建物の保存が大切ですので、空き家の状態は建物のためにもよくありません。他の街並み保存地区でも空き家は問題となっているようでして、加悦地区でも空き家が多く発生するという事は、街並み保存を進める上でも問題があるというふうに認識しております。したがって、この問題も、そこに住んでおられる住民の方々が、空き家の状況を知り、それが今後、街並み保全地区にとって、どのような問題になるのかをまずみずから検証されることが重要であるというふうに考えております。最近も新たな空き家問題が発生し、地元で積極的に検討いただいているようですが、町といたしましては、他地区の事例や取り組みを調査し、教育委員会とも相談しながら住民の皆さんとともにこの問題を考えていきたいというふうに思います。

また、京都府指定文化財の指定を受けている旧尾藤家住宅の活用ですが、住宅については平成18年9月からちりめん街道を成守り育てる会に指定管理者として管理をお願いしております。現在は守り育てる会が主体となって、尾藤家に伝わる着物や暮らしの道具など、季節感あふれる展示をされたり、10月6日にニコの演奏会を開催されるなど、積極的に取り組みをされております。このように、旧尾藤家住宅は、ちりめん街道の中心となる建物として、これからはちりめん街道を守り育てる会を中心として、住民の皆さんと一体となって、保存、活用していただき

いというふうに思います。

次に、街並み保存と観光についてのご質問でございますが、他の観光地化した街並み保存地区の方々からは、まずは保存地区に暮らす人たちが保存地区の特性を十分に理解し、そこが観光地となった場合、さまざまな考えを持った人々が入り込むようになってくることから、いろいろな問題や、あるいは可能性を想定しておくことが必要であるというふうにお聞きいたしております。住民の日々の暮らしの場に、観光客が入り込むことで、思わぬトラブルに発展するケースもあるということでございます。観光振興からちりめん街道の活用を図る場合は、ある程度の街並み整備がされていないと、かえってちりめん街道を訪れる皆さんの期待を裏切ることになると思います。また、ちりめん街道丸ごとミュージアムのように、街並み整備と合わせて、交流人口を意識したしかけを行うことも必要ではないかというふうに思います。そうした意味で、ちりめん街道の入り口であります旧加悦町役場を昨年花皆嬢にお貸しましたが、ちりめん街道を守り育てる会との連携により、一層街道の充実を図れることを期待しているところでございます。いずれにいたしましても、街並み整備と保存、そしてPR活動などについては、地域の方々と十分に連携を図り、観光ビジョン策定において、整理していくべきというふうに考えていますので、その中で行政として、その役割を担っていきたいというふうに考えております。

次に、2番目の観光施設のネットワークづくりとのことで、各施設の財務と営業を束ねるトップマネジメントの存在が必要というふうに感じるがとのご質問でございますが、昨年より導入いたしました指定管理者制度は、民間の経営のノウハウを活かし施設充実を行うもので、当町では営利施設が先んじて導入を行ってきております。各施設でのマネジメントは一定図られているというふうに認識しておりますが、議員ご指摘のように、施設間を束ねるトップマネジメントはいいない状況でございます。このような中で、担当課からは、第一段階として、当面、町内の観光施設の情報のネットワーク化を図るための連絡会を設置したいとの思いを聞いておりますので、早期に設置するよう指示をいたしております。まず、この段階からスタートし、第2段階として経営についての専門的なアドバイザーの派遣などにより施設の健全運営が図られるよう検討したいというふうに考えております。

次に、3番目の改正まちづくり3法による当町の地域商業のあり方とのことで、1点目に府内7地区ごとに地域ガイドラインが策定されたが、当地域の対応はとのご質問でございますが、ご承知のとおり、当地域は京都府がしております7地域の一つとなっていて、宮津市、京丹后市、与謝野町、伊根町で丹後地域商業ガイドラインを策定することになっております。策定にあたっては、京都府、市町、商工会議所、商工会、地域内消費者の委員からなる丹後地域商業ガイドライン策定協議会を設置し、検討、協議することになっております。現在の丹後地域商業ガイドラインは、ご承知のとおり、宮津市のミップルを中心とした地域が中心市街地エリア、特定大規模小売り店舗の誘導エリアとして指定されております。与謝野町内の地域指定につきましては、京都府から事前照会がございましたが、地域指定は商業の振興もさることながら、まちづくり全体に関係する大きな事柄でありますので、またまちづくりの基本となる総合計画の策定作業に着手した段階でもありましたので、エリア指定を検討する時期になっていない旨の回答をしております。現在、指定されている地域はございません。ただ、今後の商業振興を考えていく上では、総合計画の基本計画との絡みもございますので、産業振興計画や、まちづくりに必要な土地利用



計画の検討の中でふれていかなければならない事項だというふうに思っております。

次に、2点目の広域行政の観点から見て、京都北部地域では出店を規制するべきと思うがとのご質問でございますが、このことはまちづくりに大きく関わってくる問題であり、それぞれの市や町の事情や、考え方もあるというふうに思います。各市町の考え方を重視しながら、丹後地域商業ガイドライン策定協議会でご議論いただくことだというふうに思っております。以上で、谷口議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） ちりめん街道についてでありますけれども、もう少し、町長の方から積極的なバックアップ体制で臨んでいきたいというような姿勢がお聞きしたかったんですけれども、いまいち、もうひとつ印象がすっきりしないんですけども、町長はよくまちを生かすも殺すもそのまちに住む人たちの考え方次第だと。まちづくりの主人公はそこに住む人であると、こういうぐあいによくおっしゃっておられます。私ども全く同感であります。そういった意味でも、現在、地域で、ちりめん街道の地域で住まわれている方々は、本当に古い建物を残しながらいきいきとしたまちづくりをしていこうと、こういう思いを持っておられる方がたくさんおられます。また、最近では、住民の知恵を結集して、みずからで将来像をつくり、目に見えた形で意識の供用化を図ろうと、皆さんも非常に頑張っておられます。こうした頑張りを地域と行政が本当に手を取り合って後世に、歴史的な価値のある街並みを残していただけることができますね、非常に大切ではないかなと私はそう思っております。そういう意味からも、町長のもう一つ踏み込んだバックアップ体制をぜひお願いしたいと。地域は決して行政に任せているわけでも何でもありません。地域の方々はそれぞれ、そのポジションで一生懸命、このちりめん街道をもり立てていこうと、こういう熱意にもえておられますので、その点についても、ぜひ特段のご配慮をお願いしたいというふうに思っております。また、この点については、後にひとつもう1回踏み込んだご答弁をできればお願いしたいというふうに思っております。

空き家についても、今後、工夫は必要であります。私は京都市の例をちょっと言いましたけれども、行政が主体的にするケースもありますけれども、私は一昨日美山町の茅葺きの里を見学をさせていただきました。ここは第三セクターの会社をつかって、美山ふるさと株式会社というそうですけれども、ここで空き家の入居者の仲人役を担っている、こういうケースもございました。今後、いろいろな工夫が必要であるというふうに思いますけれども、ぜひまちの方も、先ほど言いましたように、街並み保全にかかわる大きなポイントでございますので、この点についてもぜひいいお知恵を出していただいて、地域の方々と手を組んで、この歴史的な街並みを保存していただきたいというふうに思っております。

また、現在、尾藤家に訪れる方の多くの方の希望としては、尾藤家以外にも内部の施設が見学できる施設がほしいというような声がよく聞きます。私は空き家がこれを担うことが十分に考えられるというふうに思っておりますので、ちりめん街道の魅力づけに関しても、空き家の活用をぜひ進めたいというぐあいに思っております。いずれにしましても、街並みはいびつにならないように、十分にご配慮をお願いしたいというふうに思っています。これにつきましても、もし何かお答えがあればぜひお聞かせいただきたい。

尾藤家に関してですけれども、これは平成16年10月より開館をしたわけですが、す

ぐ出鼻をくじかれたように台風が来まして、少し氣勢をそがれた感もあるんですけども、平成17年と18年の丸1年間の対比では、だいたい100%ぐらいの来館者ございました。しかし18年と19年の11月末で対比してみますと、入館者数は18年、19年対比で95%であります。9月に去年は大型バスで大量の方が訪れたということがあると思うんですけども、横ばいからやや下り坂の状態でございます。これにつきましても、管理者の方でいろいろな知恵をしぼりながら、いろいろなイベント企画もしているんですけども、ぜひまちの方でも、もう少し利用者の状況も考えて、入館料、利用料など柔軟な発想が今後必要になるのではないかなどこのように思っておりますので、ひとつその辺についても、何かいい知恵があれば双方で出し合って、来館者がふえるようにひとつお願いしたいというように思っております。

ちりめん街道全体では、先日府のコンクールで京都新聞社賞に輝いた加悦谷高校生の提案がございました。これはメイン道路を石畳にする、スタート時点で着物のレンタル店と着付け教室を設け、希望者に着物でまちを散策してもらう。次にそれぞれのまち、独自にちりめんについての作文コンテストを開くなどなど具体的な提案がありまして、地域力の中心に若い力が当然欠かせません。伝統産業を大切にしつつ、新しい発想や精神力を加えていくことが、わがまちには必要であると、こういった素晴らしいアイディアに着目することも必要であると、このように思っておりますので、いろいろな各界、各層からアイデアを集めながらまちの方も、ぜひいいことがあればお聞かせいただきたいというように思っております。いずれにしましても、まちづくりの主人公はおっしゃられたように、そこに住む人であります。そういう思いを具現化するには、行政のバックアップをぜひともお願いしたいということをもたまたま申し添えておきます。

次に、2つ目の質問ですけども、観光施設のネットワークづくりと、トータル的な経営管理の必要性についてであります。今、町長の方からその必要性を感じておられて、観光何とかという協議会、そういうところを設けたいと、こういうようなご答弁いただきました。私こういった提案をさせていただいた必要に迫られるのは、2つの大きなことによるものでございまして、1つ目は、このごろよく耳にします、何々ホールディングスという会社名があります。これを話せば長くなるので、簡単に申しますと、持ち株会社制度の中で、純粹の持ち株会社とって、以前は独禁法で禁止されていましたが、97年に解禁をされて企業経営の新しい仕組みであります。企業はこの制度を利用して、事業の整理等を、また吸収や合併などが進められて効率的な企業経営が実践できる点であります。第三セクター事業と、営利だけを目的とする事業と、理念や形態、また規模やいろいろな面で大きな違いはあると思うんですけども、効率的に進める点では、重要な示唆を与えているのではないかなというように思っております。

2つ目は、第1質問の中で言いましたように第三セクターの破産の問題であります。特に福知山市の夜久野ふるさと公社の破産問題でありますけれども、新聞によりますと、この施設は9月に市が経営対策補助金として2,500万円の資金援助をしたばかりと、その後メインの温泉施設からレジオネラ菌や大腸菌が検出され、温泉施設が全面的に休業となり、指定管理の指定取り消しを受け、今後の見通しが立たなくなると、こういうように新聞で書いてありました。根本的なことは、私は30億円という過大の投資と、30万人が訪れるという、非常に計画の甘さではないかなと思いますけども、いずれにしましてもこの第三セクターの破綻というのは、非常に私も衝撃を受けましたし、また先ほど言いましたように他人事ではないなというような気がしま

した。これは第三センターだけではなく、町直営の事業でも同じことがいえるのではないかと。私、先日、産業建設常任委員会でお聞きしましたところ、温泉施設、今年に入ってから大変な重油の高騰がありました。それとリピート客が思うようにはかれないと、こういうことで、今期も大変苦しい状況だと、こういうぐあいにお聞きをいたしました。4月からもう半期をすんでおりますので、できれば中間の決算ぐらい見たいなとこういうぐあいにも思いましたけども、まだ見ておりませんが、大変厳しい状況であるというふうにお聞きしています。また、累積債務、1期計上で利益あげられも、かなりの累積債務が残っておる第三セクターもございませう。こういった状況は、今後、多額の設備投資とか、そういうものも非常に重くのしかかってくると、こういうことで最終的には、全部これは税金で補填される、こういうことだろうというふうに思います。そういった意味でも、私は厳格な危機管理、こういうものを設けないと、ずるずるいったんでは大変なことになるのではないかなと、そういう意味でも、各課所管を横断した組織、外部の人の登用も視野に入れた危機管理のコーディネーターが必要ではないかなと、このように思っておりますので、職員さんの中にももっと専門職を十分に・・・方の勉強させていただいて、職員のそういうレベルアップも必要ではないかなというふうに思います。

そこで2回目の質問としまして、職員のスキルアップですね、資格取得、例えば中小業診断士とか、いろいろな資格があると思うんですけども、そういう資格取得に対する制度があるのかどうか、その点について、2回目の質問でお伺いしたい。

それともう一つは、第三セクターの借入に対するまちの債務保証があるのかどうか、この点についてもお聞きしたい。

それともう一つは、これはちょっと今は無理かもわかりませんが、後で結構ですので、現在の指定管理者制度の事業数と管理料の一覧表があれば、管理料の総額ですね、これについてもぜひお聞かせをいただきたいなというふうに思っております。以上、何点が質問しましたけど、第2回目の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっとすべてお答えできるかわかりませんが、できるだけ外さないようにお答えさせていただきたいというふうに思います。ちりめん街道につきましては、本当に地元の皆さん方の非常な熱意をもって、ああした地域が整備され、またそれが国の指定を受け、統計につきましても、そうした指定を受けたということで、今、現在があるわけでございますけれども、先ほどおっしゃったように、当初は観光、商業といったそうした位置付けの中で、そうではなしにそういう地元の伝統的なそうした歴史を持つ施設としての保存をしていこうということと地域が関わっていくという、そうした取り組みにかわってきているということで、大変、守り育てる会の皆さん方の熱意というものは、非常に高く評価をするところでございますけれども、そうした熱意、あるいは尾藤家の以外の空き家の活用を進めていきたいという思いもよくわかりますけれども、ただそこでやはりスタンスとしては、これらのことについて、やはり地元の住民の皆さんがどういう方向にしていこう、またどういう問題点があつて、それをどのような形で解決していこうとしておられるのか、その辺のところある程度、自分たちの中で検証させていただいて、そしてその中からやはり行政のできる支援というものが生まれてくるんだというふうに思いますので、まずその辺のところをじっくりとお互いに検討し、会の中でもそうしたことをしておられるんだ

ろうと思いますけれども、まずはそこから進めるべきではないかなというふうに思っております。いろいろな提案が、先ほどご紹介ありましたように、高校生の提案もございます。これは地域力再生の提案が受け入れられたということは、地域力再生の案を具体的に、ちりめん街道の皆さん方が、どのようにそれを受け入れて、どのようにしていこうというそういう検討もこれ必要だと思いますので、府としては、それらを具現化するために予算化されたようなことについては、府もですし、町も応援していこうということでの提案を募集されておりますので、この機会を十分生かして、ちりめん街道を守り育てる会の皆さんも真剣にそれらの提案を受け入れるべく、検討をぜひお願いをしたいなというふうに思います。高校生のそうした提案を具現化していく、そうした中身についての検討もぜひお願いをしたいというふうに思います。それらをやはり町民をあげてみんなで応援していくというふうな立場に行政は支援はさせていただきたいというふうに思います。

それから、観光施設のネットワークづくりの中で、第三セクターの問題が出ていたわけでございますけれども、やはり第三セクター、その中で、これを存続していくのかどうかということは、判断されるべき問題であって、第三セクターの会社そのものの中での一定の整備がこれは必要だというふうに思っております。その中でどうしても続けていくことができないなら、それをどうするかということは、次の問題でございますので、そうした判断をやはりやっていただきたいというふうに思います。

税金でと言いますか、与謝野町内にもたくさんの第三セクターがございます。先ほど、福知山市が2,500万ですか、夜久野のあそこの匠の里でしたか、あそこに対しての支援をされているということですが、与謝野町内にありますすべての第三セクターの昨年度、今年度出した金額を合わせますと、それどころの騒ぎでないほど町は施設整備等に対してお金を投入しているというふうに思います。ですから、そうした機会を真剣に受けとめていただいて、経営の努力にそれぞれの第三セクターの会社が力を出していただきたいというふうに思いますし、それでおかつけないということであれば、一定の決断が必要なきがくであろうというふうに思っております。町でできないことを民間の発想でもってしていただくということで指定管理者制度でもって運営をお任せしているんでございますので、その辺のところはやはりシビアに考えていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、第三セクターの借入が、債務保証ができるのかという点ですが、これはできないというふうに思っております。その辺のところでご判断がいただきたいというふうに思います。今はしてないということですが、正直なところ町としてもしていきたくない、財政の厳しい中、そこまで面倒を見させていただけないというふうに思っております。

それから、改正まちづくり三法の中での判断ですが、プラントの現状等が若干ご報告させていただいたらいかなというふうに思いますけれども、法の改正によりまして、規模縮小で出店を考えなおしたいと、現在提出している・申請や、あるいは大店立地法にかかる事前申請の取扱いにつきましては、これは提出先、京都府等との協議は行っていきたいという回答ございました。以上、2回目の答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） ちりめん街道についてはですね、何回も申しますけども、本当に地域の方は粘り

強く、本当に適切な価値のあるこの街並みを残したいという非常に熱望にもえておられますので、いろいろな相談をされると思うんですけれども、ぜひとも町のバックアップ指定というか、そういう体制をつくっていただいて、現在、個別にはいろいろなことをお願いに行っている事例なんかもちょっと聞いたもしますので、そういうことにかんしても、ぜひどうやったら道が開けるのか、解決できるのか、いい方法がないのか、行政も一緒になってぜひ考えていただきたいというぐあいに思っております。

その次の2点目の観光のネットワークづくりについては、おっしゃられるように、先ほど私も第1質問で言いましたけども、その施設、管理者の方は経営にたずさわっておられて、非常に熱心に本当に赤字を出すまいと思って一生懸命経営者の報酬もとらずに頑張っておられるところがあります。本当に大変だなというように思います。私は、その経営の責任というのは当然ではあるかもわかりませんが、大株主である町の構えというのはどうあるべきかと、こういうぐあいに常々思っております、本来なら大株主は役員に名前連ねているのが現状ではふつうなんですけども、どういうわけかはそれはないようでありますけども、突然、経営者側から明日閉めたいということになると、一体町は何も知らなかった、それですむんかいなと、こういう疑問も持っておりますので、ぜひ経営者任せということではなしに、内情、実情を十分に把握された上で、どういう手を打っていったらいいのかということを経営者の方とよくわからなければ、先ほど言いましたように、第三者の専門家でもいいですけど、危機管理を十分にまちももっていただいて、対処していただきたいなというぐあいに思っております。

それと、改正大店法の話になりますけども、これにつきましてはプラントの話もさっき出しましたけども、結論をつけさせていただいて間違いないと思うんですけれども、改正都市計画法では大型商業施設1万㎡以上ですけれども、建設できる場所を本当に市街地の商業地域に限定をされます。この丹後宮津ではですね、本当に宮津市の一部、商業地域だけがこの地域なんです。現在、当町は岩滝地区を除くと都市計画の区域外であります。どの場所においても1万㎡以上の床面積の建物は原則建てられないこのように思っております。岩滝地区においても、これは京都府によりますと、宮津、岩滝の都市計画区域ということになっておりまして、岩滝町の地区においても、この商業エリアから外れておりますので、岩滝地区は都市計画の区域内ではあるんですけれども、1万㎡のものは建てられないと。しかるに、現在、与謝野町内ではどの場所においても、1万㎡以上のものは建てられないと、こういうように認識しておりますけど、もし間違っていれば、ぜひお答えをいただきたいなというふうに思っています。

当地域は商業統計の年間販売客は、平成3年と平成16年長いスパンですけど、15%ほど販売客が減少しております。また、その反対に売り場面積は、同年単位で役20%強、売り場面積がふえておると、こういう状況下であります。人口一人当たりの先ほど言いましたように大型店が占める面積も、中丹、南丹地区よりもかなり高く、全国平均よりもかなり高い状態であります。法的な裏付けはないんですけれども、私はこういう地域には1万㎡以下であっても、町条例でありますとか、いろいろなケースがあると思うんですけど、福島県や神奈川市の例もあるんですけれども、ちなみに申しませんが、あるみたいでございますので、ぜひそういうこともいろいろな商業統計をかんがみて考えていただきたい。

それと、これは質問ですけども、先ほど町長は、総合計画の中で、与謝野町内のゾーンのお

話をちょっとされましたけども、これはどうなんだろうかね、都市計画の計画内でなければですね、ゾーニングをしても、基本的には法律の方が優先するんだと思うんですけど、総合計画よりも、1万㎡のものは建てられないと、こういうぐあいに思うんですけども、もし与謝野町で、この地域が大型店の誘導地域なんだということを示しても、基本的には都市計画の中に入ってませんから、大型店の誘導はできないと、こういうことになるんだと思うんですけど、そのご見解を最後にお聞きして、時間もありませんけども、最後の質問にさせていただきたいなというふうに思っています。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） ちょっと私の認識が違つかもわからないんですけども、私の認識の中では、宮津市は都市計画を引いておられます。そしてその中で商業地域ということで出しておられます。そういう中で、そこの中には1万㎡以下のものではないとだめだという規制がかかっているんですけども、与謝野町の場合、岩滝も都市計画を引いておりますけれども、区域指定はしておりませんし、そして、与謝野町になりました中でも、都市計画は引いておりません。今のところ。ですから、この規制は関係がないということですね。1万㎡以下ということは、これはどこでも一緒ですけども、与謝野町にそれであっても入ってこれないということにはならないということでございます。ほかの法令で、農振だとか、そういう法律の中での規制をクリアしなければなりませんけれども、都市計画を引いておりませんので、与謝野町は、ですからそれはこの法律の網にはかかってこないということでございます。

1万㎡以上は、だめです、それはどんなところであっても、それは、ですけども、都市計画を引いておりませんので1万㎡以下であれば建てられるということでございます。

それから、先ほど申し上げましたけど、第三セクターの会社の問題、中身につきましては、担当課で非常に詳しく把握はいたしております。ただ、やはり第三セクターにしましても、町は株を出資しているだけであって、その会社の運営をお任せしているんですから、やはりそこが真剣にさせていただくということが基本でございます。ですから、確かに熱心にやっていたという事はわかりますけれども、それが成り立ちにくくなった時点、会社が手を挙げた時点では、町は出して株はもう戻ってこないというリスクはございますけれども、それ以上の何物もないというふうに考えております。ですから、そういうことにならないように、おっしゃるように、やはりお互いにできるだけそうしたことになる、それは町民にとってはあくマイナスになることでございますので、お互いに協力をして、いい運営ができるようなそういう知恵と言いますが、協力はしていく必要があるというふうに思いますけれども、基本的にはそういうものだというふうに理解をしております。以上で答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） これで谷口忠弘議員の一般質問を終わります。

次に、3番、上山光正議員の一般質問を許します。

3番、上山光正議員。

3 番（上山光正） ただいま議長より一般質問のお許しが出ましたので、質問に入らせていただきます。私は2点について一般質問をさせていただくわけですが、1つ目は耐震補強と学校統合についてということでございます。耐震診断の二次診断の結果、特に昭和44年建築の屋内体育館、これが0.09のIS値、これを示しております。学校建築基準によりますと、より安全な

0.75の数値から見ると、弱震で崩壊する危険性が高いというふうに思うわけですが、コンクリートの中性化が進んでいる中で、鉄筋コンクリートづくりの雨水等の浸透によりまして、鉄筋の劣化を考慮いたしますと、耐震補強工事に大枚を投じるのも一考しなきゃならんのかなというふうに思います。そこで、学校統合の試案、これと与謝野町総合計画案の地域とともに育てる楽しい学校との整合性及び地域の実情を十分に参考にしたところの教育、保育施設の将来像を示すこれが絶好の引き金になるんじゃないかなというふうに思います。過日の2月10日、与謝野町政策審議会有志7名が、京都府庁知事室を訪問いたしまして、知事は不在でございましたけれども、麻生副知事に貴重な30分の時間をいただきまして、そして、耐震診断二次診断の結果を報告いたしましたところでございます。これは多大な原資を要することから、財源の措置、またそのほか、河川関係で、3項目、それから、地デジ関係、雇用促進への協力関係、それから、ETCの来年8月完了工事ということで、お礼等々を述べさせていただいて、そしてこれらの事業の推進への理解と協力をお願いしたところでございます。

話を戻しまして、宮津市では、教育、保育施設再編検討委員会を設置されまして、来年3月提言を目標に小・中・幼・保の統合も含めた論議が始まっております。その中には、橋立中学校も含まれているわけですが、京都市左京区では、小・中一貫校で活性化を求め、そして若者の流出を食いとめているということと、地域の活性化に結びつけようと、協議を進めているかたわらで、日々子どもたちは地域の社会の中で育てております。学校は地域の核、正に言を持っていないわけでありまして。少子化、過疎化は多くの地方が抱える、これは共通の課題であります。小規模校の課題克服にどう取り組んでいくのか、また新たな学校運営の形を模索される中で、教育環境はどう変わっていくのか、この会津市が崩壊を語る環境の変化、また緊張感の中での安全、快適な事業の授受が保てるのか、これは喫緊の課題であろうかと思えます。迅速に学校統合へ向けた住民からの意見聴取をするべきであり、決してこの時期を逃してはならないと私は思うわけですが、教育委員会の指針を伺っておきたいと思えます。

また、2点目ですが、宮津市清掃工場の新しい覚書等の締結、その後と与謝野町の溶融炉の調査研究はどこまで進められているのでしょうかということでお尋ねします。

この締結から1年間の延長期間も間もなく目の前となっておりますが、この間、住民の皆さんの感覚を見てみますと、日々、ごみステーションからごみ袋が姿を消していれば、一応、ごみの処理事業は安心とこのように映るわけですが、最終処分場の満杯も含めた、これまた目の前でございます。安心・安全な公害対策のはずではございますけれども、南丹市園部町の廃棄物処理会社の排気ガスから、基準値を上回るダイオキシン類が検出されたこと。この事件は、府の指導で安全確認試験を実施、ごみの中に混ざる汚泥のこの割合をかえて、そして2種類の焼却パターンで試験運行されると聞いております。数週間かけてダイオキシン濃度を分析するというところでございます。また、舞鶴市でも、土壤汚染問題で鉛精錬会社が高濃度の鉛を検出され、そして市道沿いの土壌の入れ替え工事をはじめたり、また宮津市清掃工場施設の地元自治会に、管理報告を怠って市長が陳謝された。ごみ処理に対して、種々さまざまな不祥事が相次いでいるこのごろでございます。現実に立ち返って、宮津市との次の期限延長へ向けて、地元の理解が本当に得られるのだろうか、新工場建設の具体化にも加え、この辺のところはどうなんだろうとか、与謝野町ごみ焼却に伴う溶融炉の調査研究はされましたでしょうか。その報告と進捗状況にかぶせて、そ

して焼却場付近の住民が安心して安全な環境が得られるのだろうか、その焼却方法とは何か、一貫して溶融方式と私は思いますが、町長の高潔な私見を伺っておきたいというふうに思います。以上です。よろしくをお願いします。

議長（糸井満雄） 質問中でございますけども、ちょうど1時間になりましたし、ここで15分ほど休憩をいたしまして、休憩の後に冒頭に教育長あるいは町長からご答弁をいただきたいと思っておりますので、ここで15分間休憩をいたします。

それでは40分でございますので、55分まで休憩をいたします。

（休憩 午後2時38分）

（再開 午後2時55分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

上山議員の質問に対するの答弁を求めます。

垣中教育長。

教育長（垣中 均） 上山議員の耐震補強と学校統合についての私へのご質問にお答えしたいと思います。学校施設につきましては、ご存じのとおり、耐震改修促進法に基づきまして、本町におきましても耐震診断及び耐震改修を実施する義務を課せられておりまして、今日まで取り組んできたところでございます。つまり、文部科学省の指導に基づきまして、年次計画的に耐震診断や、単身改修工事を実施してきておりまして、学校施設の耐震診断は、本町におきましては、平成18年度をもってすべて完了したところでございますが、その中でご質問の中にありました加悦中学校の耐震診断結果は、校舎のIS値が0.31、屋内体育館の第1体育館が0.09、第2体育館が0.36という低い数値でした。こうした状況の中で、今までですと耐震補強工事の実施設計をし、翌年度には耐震補強工事に着手するということでございますが、過日の文教厚生委員会の中でも説明いたしましたように、あくまでも概算ではありますけれども、工事費が校舎及び体育館の耐震改修工事を進めようとするすると、約12億円、また改築工事、いわゆる建て替え工事を進めようとするすると、約17億円かかるという試算が出ております。そこで、耐震改修工事を進めるか、あるいは改築工事を進めるかという選択肢があるわけでございますが、それを選択するためには、少子化の進行する中にありまして、中学校の適正規模、適正配置の課題との関連抜きには考えられず、中学校の適正規模、適正配置化とも既に総合計画も審議会から町長へ答申され、学校の適正規模、適正配置化に取り組むことが明文化されております。そのことからしましても、過去の議会でも、町長が答弁にありました、（仮称）検討委員会を立ち上げて、町民の意見を聞く、そうした学校の適正規模、適正配置化の課題に取り組むべきときにきたと存じております。教育委員会としましては、本課題に対しましては、財政効率も去ることながら、あくまでも教育的観点から町長部局と連携しながら対応し取り組んでいきたいとそうように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） それでは、上山議員、ご質問の第2番目、宮津市清掃工場の新覚書等の締結とその後の与謝野町の溶融炉の調査研究はとのことでございますが、清掃工場の延長問題につきましては、本年の3月議会で報告させていただいたとおり、宮津市の7年間、平成26年3月までの



延長申し入れに対し、平成20年3月31日までの1年間とした覚書と、延長にあたっての確認書を平成19年3月26日に、波路自治区と取り交わしております。その後の延長につきましては、新しい清掃工場に向けた取り組みの進展状況を見ながら、延長協議に応じることとなっております。来年3月27日以降の延長についての具体的な協議は聞いておりませんが、宮津市が7年間の延長をお願いする中で、延長期間の更新ありきということは、波路自治会にご理解をいただいているようですし、宮津市においては、地域振興策の未実施事業の早期実現にも努力しているとお聞きいたしておりますので、更新につきましては1年間か複数年か予測はできませんが、延長できるものというふうに思っております。

次に、新しい清掃工場の件でございますが、9月定例会でも答弁をさせていただきましたが、丹後地区広域市町村事務組合では、新施設は2市2町の圏域全体での共同化を目指した取り組みを推進していくことが確認されており、その後、担当課長会議等も開催しておりますが、施設の規模や焼却方法、管理運営方式等、まだ具体的な協議に至っていないのが現状でございます。現在、具体的な協議を進めていくための協議資料の作成中でございますが、峰山クリーンセンターが地元との協定により平成28年度末をもって稼働を停止することとなっておりますし、また宮津市清掃工場も平成25年度末が使用のリミットではないかと考えておりますので、協議資料が整い次第、どのような焼却炉にするかも含め、早急に協議を進めていきたいというふうに考えております。したがって、現時点では溶融炉について踏み込んだ調査研究ができていないのが現状でございます。高潔なご意見ということでございましたが、以上、報告という形になります。上山議員への一般質問に対するお答えとさせていただきます。

議長（糸井満雄） これで上山光正議員の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。

(休憩 午後3時02分)

(再開 午後3時04分)

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番、勢旗毅議員の一般質問を許します。

11番、勢旗毅議員。

11番（勢旗 毅） 第13回12月定例議会におきまして、ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告しております3点につきまして質問をいたします。町長のご所見をお願い申し上げます。

また、本日は大変お忙しい中を農業委員会の会長さんにご苦勞になりました。心から御礼を申し上げます。

まず、第1点目の質問でございますが、阿蘇シーサイドパークについてであります。これまで本事業は事業費が30億を超えるということで、その内容と今日の厳しい財政事情の中で種々の意見が出されてまいりました。私は、先だってもシーサイドパークの整備計画審査委員会のあり方について申し上げたりもしてきましたが、最近岩滝町史をちょうだいいたしましたことから、岩滝町史を拝見しまして、全く理解と認識に誤りがあったのではないかな、こういうふうに思いましてお尋ねをしたいと思ったわけでございます。岩滝町史によりますと、阿蘇シーサイドパークの事業は、昭和57年に海岸道路建設について、階段道路建設推進委員会が発足し、昭和

62年には道路、公園、下水道決定の工事がされ、天の橋立を望む都市公園として、阿蘇シーサイドパーク建設事業はスタートし、計画によりますれば、海岸道路の内側6.1ヘクタールのとき、海浜広場な芝生広場、アイスアリーナ、海水プール、宿泊施設や丹後ちりめんの紹介、実演、商品の展示販売ができる施設の構想となっており、駐車場には乗用車200台、バス20台分のスペースの確保という、非常に大きなスケールですが、このために宿泊施設、レストラン等が民間部門の施設とされ、道路を含む総事業費は約50億円となっております。このようにはっきりと収益性のある事業としてスタートしたようですが、この計画時から既に20年以上が経過し、当然見直しもされて今日に至った、こういうふうになっております。本事業がこういった収益性のある事業ということは、全く認識しておりませんで、公園に30億円以上というのは、管理料を考えますと非常に難しい、見直しが必要だと、こういう立場でいろいろ聞いてまいったわけですが、全く大きな認識不足があったのではないかとこのように反省をしております。

そこで、町長にお伺いしますのは、当初計画以降、その後の紆余曲折はあったと思いますが、引き継がれた段階での整備計画で、特に収益事業として導入の考えはどうであったのか。

次に、このシーサイドパークは、まちを活性化させる起爆剤こういった評価があります。単に公園のみならず、とても無理だとかいうふうには考えざるを得ません。面積的には当初の規模が確保されておるとかいうふうに考えております。そのいわゆる起爆剤としての考え方、現時点の考え方をお尋ねをしたい。まちづくりにこの計画でこういったインパクトを与えるのか、これはどの程度かなとこのように思っております。

それから、3点目には、民間部門の参入という計画というのが当初からあるわけですが、現在では、これについてはどのように考えられていらっしゃるのか。

それから、都市機能用地1.1ヘクタールが現在、空欄となっておりますけれども、これにつきましての案がありましたらお聞かせをいただきたい、このように思っております。これがシーサイドパークに関する部分でございます。

第2点目は、加悦総合公園についてお伺いをいたします。本年8月3日に丹後天の橋立、大江山は、国立公園に準ずる景勝地として、自然公園法に基づく国定公園として指定になりました。ほぼ丹後全域の規模ですが、身近な大江山について見ると、非常に大きな意義があるとこのように考えております。もともとお大江山は小学唱歌にうたわれたことや、小式部内侍が大江山いく野の道はとよんで百人一首に入ったことや、あるいは鬼退治の伝説によって全国に知られた山であります。昭和30年代大江山を循環する観光道路が計画されたことから、地元主導で開発したいとの思いがあり、50年前に積雪シーズンを雪の降るシーズンを中心、地元が小学校の古い校舎を移築されて、スキー小屋として開かれていった、それを昭和57年に、この丹後地方に働く3,000人の労働者のレクリエーションの施設として、雇用促進事業団によって、センターハウスを中心にバンガロー、スーパースライダー、ミニアスレチック等の施設が設置され、以降、旧加悦町も林道整備や林道改善事業に取り組み、約10億円に近く額が投入されたこと、このように記憶をしております。しかし、残念ながら、この24年間で黒字の年はわずか2か年にとどまっています。その要因は冬季間の施設の閉鎖と、辺地にあることからの生活基盤整備のおくれで、ほとんど毎年のように地元地区内の道路工事や、災害復旧での整備での道路規制をせざるを得ない状況が続きました。開設直後の58年には、センターハウスが埋まってしまうほどの7mを超

える積雪で孤立したこともありましたが、このような苦勞をしながら維持管理がされてきましたが、地元が力がなくなったことや、近隣に類似施設がたくさんできたことで、利用客が減り、施設の整備も厳しい財政の中で、リニューアルすることが困難なときを迎えるに至ったのですが、それ以上に地元も含めて、管理する体制が困難という状況に立ちいたった、このように考えております。19年度は2名の方々によって管理をしていただいております、周辺部を草刈や水路整備等で非常にきれいにやっていただいております、このように思っておりますが、入り込み客は極端に減っており、こういう状況であろうかと思っております。本当に大江山を知る方や、前の憩の広場を知る方しか上がってもらえないようになったのです。本年はまた明石山にも福知山との境界に沿って、この2人が道をつけていただくということで明石山と大江山鑑賞の基地として機能は一面的には充実をしたと考えております。心配しておりますのが今年度の状況を見て、このままいきますと休園をし、やがては閉園せざるを得ない状況になるのではと考えております。19年度において、京都府は明石山に大規模な治山工事を進めていただいております、おかげで与謝峠のトンネルの上から双方にいたる林道もより安全になってきました。このように大江山への登山基地として条件は揃ってきたとこのように思っておりますけれども、町長には、この施設について、地元の運営委員会との協調はありますが、町として、今後のこの施設をどのように運営をされる。あるいはここをどう今後生かしていけるか、そういったことについて、現在でのお考えをお願いしたいと、このように思っております。

第3点目は農地取得下限面積要件の緩和についてであります。これは平成18年6月の議会でも質問をいたしましたわけですが、今回、再度お伺いをするにいたしましたのは、9月議会の最中に、農業委員さんから全国農業新聞の講読を進められまして、10月5日号から届けていただくようになりました。この10月5日号の農業新聞では、農地制度の特集がシリーズで連載をされておりますが、既に石川県羽咋市の例がこういった例として掲載をされておまして、羽咋の簡単就農特区として、平成15年度から空き農地、空き農家情報番号も、農地と農家をセットにして遊休化した農地の活用保全、集落機能の維持発展を図ろうとするもので、1.5厘の産業化ということで取り組んでおると紹介記事が出ております。当時は国の特区が設けられたところでしたが、その後平成17年9月1日から農地制度の改正があり、下限面積要件が緩和をされ、地域の実情に応じて、下限面積の設定を行い、新規就農者等の受入れを促進することにより、農地の保全及び有効利用を通じて、地域の活性化を図ることができるようにすると、このようになっておまして、この背景といたしましては、国の基本方針であります大規模化が進まず、高齢者と後継者の不足に米の価格の低迷もあって、荒廃農地は現在38万ヘクタール、これはびわ湖の6つ分に相当する面積と報道されています。農地はいうまでもなく、農業生産に欠かせない生産要素であり、その農地の権利をだれが所有し、どのように利用するかを決めているのは、農地制度であります。日本の農業の根幹にかかわる問題であり、現在の農地法では農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、このように書いておられますが、全国の耕地面積474万ヘクタール、現在の耕地利用率は94%を割り込んでいる。このように言われております。例えば農地が一定規模に集積した結果、その農家がリタイヤをされたとき、非常に大きな面積を持ってもう農業をやめたと言われたときに、例えばどのような状況が起きるかというのはですね、現在、加悦町の金屋にあります茶園も見させていただきますと、これはもうはっ

きりしてある、こういうことになろうかと思えますし、それから、中山間地で大きな規模で少数の方に集積した場合、農道や水路や、今日では有害鳥獣の対策等で、農地の維持管理ができないという問題が出てきてまいっております。小面積化することで、転用の問題が生じるとの意見もありますが、これからの国全体では、毎年新潟市に匹敵する人口の減少が続くと、こういうふうに言われておまして、下限面積要件を引き下げて、特別な場合を除いて、極端な農地転用が起こるとは考えられません。

昨年6月の一般質問をいたしましたときに、町長からは、弾力的な要件緩和を行うことも一考の余地があるのではないかと。しかしまちの考えだけでなく、農業委員会で十分議論をしていただくことが重要との答弁をいただいておりますが、この議会以降にも、限界集落ということが全国的に広がりましたように、中山間部では、日々荒廃農地が生まれる環境にあります。

まず、町長にお尋ねいたしますのは、今日的な農地の利活用を促す立場で、改めてどのように認識をされ、まちの農業経営の実態を考えられているか。農地政策はどのようにあるべきと考えておられるのかお伺いをいたします。

昨年も農業委員会の会長さんにご苦勞をわずらわせご意見をいただきました。本日もまことに師走に入ってご多忙の中をお願いをいたしました。農業委員会会長さんも本年新しくご苦勞さんになり、この農業委員会で農業振興を図るために日夜ご努力をいただいておりますけれども、会長さんから見られて、本町の農地の現状と、農地政策のあるべき方向、また農地のただいま申し上げております取得要件の緩和についてのお考えをお伺いをしたいと思っております。ひとつよろしくお伺いいたします。以上、3点について質問をいたしますので、答弁をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の第1番目、阿蘇シーサイドパーク事業についてでございますが、岩滝町史における阿蘇シーサイドパーク事業の解説、ただいまおっしゃいましたように、本事業は、町内の国道178号の夏季の渋滞対策として沖出し道路により、この解決を図ろうと昭和57年ごろ計画をされまして、隣接の漁業共同組合の大きな反対の声の中、京都府を中心に粘り強い交渉を重ねられた結果、ようやく昭和62年に海岸道路新設や、公園、下水道の決定工事とともに、都市計画事業の認可があり、平成2年には公有水面埋立が認可されたものと記述されております。当初計画では、海岸道路とともに、約6ヘクタールの埋立地には芝広場、アイスアリーナ、海水プール、宿泊施設など、観光に関するレジャー施設や、丹後ちりめんなどの商品を展示販売する産業振興施設の整備が構想されております。その後、阿蘇海を埋立、造成の目的がたった平成11年ごろ本格的な公園計画の作成段階で、町民に対してアンケート調査を実施されており、景色を眺めながらのんびり過ごしたいという声が全体の8割に達するなど、自然環境施設を求める意見が多く、整備要望は芝生公園、芝生広場、花壇、レストラン、植物園の順になっており、その後アンケート結果を踏まえながら、年々の具体的な施設整備については、町民代表で組織した阿蘇シーサイドパーク整備計画設計審査委員会で検討し、社会情勢も勘案しながら、整備内容についての検討をお願いしております。

都市機能用地の基本計画でも、道の駅、地域案内コーナー、丹後ちりめん館、レストラン、駐

車場などの交流施設が検討されておりましたが、長い期間の経過の中、周辺環境が変化したことにより、さまざまな問題も生じております。財政状況につきましても、計画段階の財政環境からは、比較にならないほど大変厳しいものとなっておりますし、景観に対する考え方につきましても、大きく変化しているところであり、大きな建築物、いわゆるはこもの整備は、非常に難しい状況であります。こうした状況ですが、海岸道路が平成22年春には供用開始されます。その後の姿を想像するとき、阿蘇シーサイドパークや、都市機能用地も含め、幼児や青少年、壮年から老年者など、あらゆる年代の方々が集い、憩える場所としての整備や、まちの産業振興にも期するような施設として引き続き、多くの方々のご意見をいただきながら、検討したいというふうにご考えておりますので、勢旗議員におかれましても、今後、ご意見ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、2番目の大江山憩の広場の今後の方針をお聞きしたいとのございますが、はじめに本施設の名称でございますが、議員も先ほど申されましたように、与謝野町誕生段階で、加悦双峰公園に改名いたしております。改めて申し上げるまでもなく、大江山は当町だけにとどまらず、宮津市、福知山市とも共有の自然の宝でございます。そういった意味からも国定公園に指定されたものと認識しておりますし、指定を契機にさらに関係市町のネットワークの充実とあわせ、公園の整備を推進するべきと考えていまして、既に組織化されています大江山観光開発協議会を中心に、その取り組みを行っていただきたいと思っております。

双峰公園の今後の方針でございますが、確かに旧加悦町では多額の投資をされ、地域の皆様のご理解、ご協力により今日に至った施設であり、この間、公園には多くの方々を訪れ、自然を満喫されたものと思っております。しかしながら、自然の猛威の中で、毎年のようにシーズンごとの施設修繕が必要となり、今後の施設維持経費は計り知れない状況になるものと考えられ、また来園者も年々減少の傾向にありましたので、管理人の退職を契機に今後の管理体制や、維持管理費等を勘案し、平成19年度より現在の体制で運営といたしました。商工観光課からは先般、開催されました双峰公園運営委員会の協議結果の報告を受けましたが、運営に関する意見はおおむね私の考え方と同様でございました。具体的な意見は、現在、双峰公園を利用されている皆さんは、レジャー施設的感覚で来園される方と、自然を満喫したいために来園される方の二分局化されている。したがって、前者は物足りない、後者は非常に高い評価をいただいている、両方を補う施設運営は困難であり、ターゲットを絞った施設運営を考えた方がよい、施設重視よりも、自然重視を求められる方々をターゲットとし、必要最小限の施設整備にとどめ、ハードよりソフトに重点を置いた事業、例えば四季折々の野草散策ツアーや、野鳥監察ツアーなどを行い、大江山ファンをふやした事業展開をすべきだ等のご意見でございました。また、管理人からも、自然を満喫したい方にとっては、大江山は素晴らしい環境であるとの好評を得ているので、その方向での事業展開には協力したいとの報告も受けております。いずれにいたしましても、双峰公園を閉鎖する考えはございませんが、ハードは最小限で、ソフトは最大限をコンセプトに国定公園指定を契機に、より一掃訪れた方々に満足していただけるような健全運営を検討してまいりたいというふうに思います。担当課には公園のあるべき姿、リニューアル計画の検討を指示したいというふうに考えております。

次に、3番目の農地取得要件の緩和について、まず私からお答えいたします。農地法の耕作を

目的とする農地取得の要件には、幾つかの判断基準があり、次の場合は取得できないこととされており、1つには、所有権や利用権など、耕作する権限のすべてについて耕作すると認められない場合。2つには、農業生産法人及び特定法人以外の法人が権利を取得する場合。3つ目には、権利を取得しようとするものが、従事日数や、通作距離等から判断して、農業経営に必要な農作業に常時従事することとすると認められない場合。そして、4つ目には、権利取得後の経営面積が下限面積未満である場合。以上が取得できない要件となっておりますが4つ目の下限面積につきましては、地域の平均経営面積により北海道以外では、50アール以下の別に定める面積を都道府県が公告し、下限面積とすることとされております。

与謝野町農業委員会では、加悦地域が全域40アール、岩滝地域が全域30アール、野田川地域においては岩屋が20アール、石川が40アール、その他は30アールとし、旧町から継続して従来の下限面積を適用しております。この下限面積が緩和できうる要件の1つになるかと思いますが、緩和することによって、限りある農地の効率的な活用ができなくなる恐れもありますので、町の考え方だけで方針を決めるべきではなく、農業委員会を中心に十分な議論を重ねていただき、慎重な対応が必要ではないかというふうに思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 三田農業委員会会長。

農業委員会長（三田彌壽信） 勢旗議員のお尋ねの農地取得要件の緩和について、私なりの考えをお答えいたします。

耕作目的の農地取得については、新たに農地を取得した後においても、下限面積に満たないような零細系の農家の場合は、農業で自立することはできず、農業生産の発展と農用地の効率的な利用が図られにくいことや、限りある農地の効率的な活用を図っていくためには、農業者として農業経営に対する意欲も能力もある人に優先利用させ、零細な我が国の農業経営の規模拡大と構造改善に資することが国の対策として重要であることから、農地の売買に対する許可の基準の1つに、農地の権利取得後の経営面積、いわゆる下限面積が設けられております。当町における下限面積については、先ほど町長が説明されたとおりであります。

平成17年の農業経営基盤強化法促進法の一部の改正により、下限面積の設定基準が緩和され、農業上の効率的かつ総合的な利用確保の支障に生ずる恐れがない場合は、10アール以上の面積を弾力的に定めることができるとなり、近隣においても、合併後の福知山市が下限面積10アールに引き下げられているようであります。しかしながら、下限面積こそ低く設定されましたが、耕作目的ではなく資産保有目的の取得にならないように農地法第3条の農地取得の申請の際に、別途経験など判定する確認書の提出を求められ、これが添付されなければ農家登録として認めないなどといった方法をとられるようです。このように結局は別な方法で農業参入を厳しく制限しておられるのでありまして、こういった方法は法的を求めることができないため、申請者に対する説明においても、必ずしも適当な方法ではないと考えております。したがって、下限面積の緩和を行うことだけが有効な施策として反映しがたい側面がありますので、慎重な検討が必要ではないかと考えております。

また、近年言われておりますように、団塊の世代等が農業に参入しやすくするように考えるべきであるというお声も聞きますが、農地取得ではなく農業を安定的に継続されるためには、一度、

農地を借りて農業を始めていただき、地域に認めていただけるような実績づくり、すなわち農事実行組合に加入していただくとか、その周辺のみんなで行う水路の掃除、農道の修理等に参加をしていただいてスタートされるのが息の長い農業経営につながるのではないかと考えております。したがって、与謝野町農業委員会といたしましては、適正な下限面積をどの程度におくべきかということも含めて、現在、ばらつきのある下限面積をできる限り統一の方向で考えてまいりたいと考えております。

以上、勢旗議員のご質問に対するご答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それぞれご答弁をいただきました。

まず、シーサイドパークにつきまして、もう1点お伺いしておきたいと思いますが、町長、都市機能用地ですね、1.1ヘクタールと、これは最終的にはどういうふうにお使いの計画だということをお願いしたいのと。

それから、ちょっと私、整備計画設計審査委員会というのを全く存じ上げずに申し上げておまして、失礼なということがあろうかと思うんですが、やっぱり私はこの施設の機能を、今お話を聞きますと、ゆったりしたと言いますか、あらゆる人がゆったりと休めるような施設、レクリエーションの施設をつくる、こういうことが希望だったということですけども、しかしその辺に考えてみますと、これまでに町長、施設計画を見直さないかんという答弁をされたことがあったように思うんですけどね、その辺ではどの辺を見直すというふうに思っているのかな、このことをお伺いしておきたいと思います。

それから、先ごろ舞鶴市が設置をされております赤煉瓦倉庫群保存活用検討委員会、ここ舞鶴イーストハーバー構想というのが出されておりますが、この委員長は北川毅さんという東京大学の教授が就任をされまして、先ごろその中間発表がされたというふうに報道されております。この整備計画審査委員会を全くどなたがということで申し訳ないわけなんですけど、やはり町のプランの追認機関ということではなしに、設計審査という、どういう役割かはっきりわかりませんが、そういった十分な機能をこの委員会に与えていただくことが必要ではないかなというふうに思っております。そのことをシーサイドについてはお尋ねをしておきたいと思っています。

それから、加悦双峰公園につきまして、お話を承りまして、今、地元とも大体こういう方向で大江山の自然を生かすという方向でこれを今後鑑賞の基地と、こういうことで考えたらいいんじゃないかなと思ったわけですが、生かしていくということですから、それはそういうふうがいいんですが、例えば、現在、PRをホームページや、あるいはいろいろなところでやられておるが、その関係でちょっとお伺いをしたいんですが、例えばこういう間違いが起きているんですね。電話帳があります。加悦でおのページ開いてみますと、大江山憩の広場というのは古いのは載っているんですけども、現在ここに大江山の家グリーンロッジ・・・荘というのがここに大きな字で載っているんですね。ここを大江山の家だろと思うと間違われる方がかなりありまして、実際に来てみたら違う、また電話しても何かおかしいということで、そういう間違いが起きている。案内標識もですね、双峰公園になっているというふうに思うんですけども、ひとつその辺までいろいろお考えを目配りをしていただきたいなというふうに思っております。大江町も頑張っていると思いますので、ぜひひとつもう1回PRの方法を、例えばホームページにもまだ宿泊が

できるということになっております。そういう点についても、これはもう宿泊はできないわけですから、きちっとぜひお願いをしたいとこのように思っております。

それから、農業委員会の会長さんからもご回答をいただきました。いろいろ難しい条件があるということは存じ上げておるんですが、これはお尋ねではないのでひとつ、私の方から申し上げておくということで、お聞きいただきたいんですが。

NHKは最近もワーキングプアについて、2晩にわたって特集をいたしました。ここ2～3日前でございますが、この中でも限界集落と並びまして、農業からの撤退をせざるを得ない、こういった今日の状況を全国に向けまして、秋田県や幾つかの県から、この農地の荒廃やら、あるいは農業に携わっていた方が、40年経って農業を離農しなければならない、こういった状況を放映をしておりました。まだ本町の場合は、集落に支える機能が残っていると、こういうふうに私は考えておりますが、この下限面積要件を緩和してほしいというのは、何も新規参入ということにはこだわっていないんですよ。いうたら現在、1反ごと田んぼがあると、もっとふやしたいと、しかし1反や2反では、それがふやせない、1反ぐらい、そういう人がむしろ現在要望の中心にあると、このことをぜひご理解をいただきたいと思っております。今、織物業が非常に厳しい状況にりまして、そしてやはり幾つかの農村でも農業を中心に村づくりが農業で再生をさせて、こういったところが生まれてきておるわけございまして、ぜひ農地を有効に使っていく、このことが国の現在の基準でも、国の基準に合わないということで、もう農家が国の方針とは違う方向でやりたいと、こういうのが現実ですから、例えばそれば4反もっていったって、5反持っていったってですね、平均がそんなもの国の基準、おっしゃとることも大きくかけ離れているんですよ。ぜひそういったことについて、農業委員会の中でも、現状をひとつ十分掌握していただいて、今後、ご検討いただけたらと、このことを農業委員会の会長さんにはお願いをしておきたいと思っておりますが、町長の方から答弁いただけたらと思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、阿蘇シーサイドパークの整備計画、設計審査委員会等でございますけれども、これも一度早い時期に、全町的な取り組みとならないかということで各区長さんあたりにお話をさせていただいた経過がございます。その時点ではなかなかまだ皆さんに理解していただけなかったためか、いやいやもうこれは、岩滝でできている、それをそのまましていただいた方がいいんじゃないかと、今さら我々がものを言ってもというようなちょっとその辺の行き違いがございまして、そのままになっているわけでございますけれども、やはりこの中でも阿蘇シーサイドパークのこの計画につきましては、やはり見直しの方向で、大変財政的にも厳しい中で、やはり見直していく方向で、見直し言いましても縮小の方向、内容的な5,000万円かかる遊具を3,000万円にするとか、いろいろと方法はあるかと思っておりますけれども、いろいろな形での見直しをやっていこうということでございます。このとおりいきますと、やはり区長、あるいは各種団体長、その他町長が必要と認めるものというふうになっておりますので、区長会あたりも結構スムーズな動きができてきておりますので、また新たにひとつ、全町的な中での取り組みになるように、また各種団体も社協や商工会あたりもひとつになりましたし、体協もひとつになりましたということで、徐々にそういう形で一本化と言いますか、与謝野町内のいろいろな団体も一本化に向けて進んでおられますので、そういう意味では、もう一度しきり直しという方法も必要



ではないかなと、やはり与謝野町全部の宝であるというふうな位置付けにさせていただいたらなというふうに今考えております。その中で都市機能のところはどうするんだということですが、議会の中でもいろいろとご意見をいただきましたし、また、町の職員も職員でいろいろな思いを持っておりますし、また今言いました阿蘇シーサイドパークのこの整備計画設計審査委員会の皆さんも、それぞれ思いがあるかと思っておりますので、今、この場でこうということはできませんが、先ほど大江山の話にもありましたように、やはり皆さんが自然の豊かな海、山につきましても、余りそうした手を入れるのではなしに、ゆっくりと自然を満喫できるようなそういう施設に自然を大切にしたい、環境を大切にしたいという公園としての機能を果たしていただけるような、またあそこに多くの方が集えるような、そういう施設にしていきたいというふうに思っております。国定公園の関係もありますし、世界遺産の取り組み等もございますので、余り大きな建物を晴れ晴れしく建てるということは非常に困難なことだというふうに思っておりますので、自然を大事にした町民の憩いの場としての、まずそうした目的を持って、その中で交流人口がふやしていけるようなそういう取り組みにしていきたいというふうに考えております。それにあたっては、先ほど出ておりましたPRの方法につきましても、まだまだ十分なことにはなっておりませんので、これらも合わせてもう一度見直し、点検をさせていただいて、適切な指示、誘導ができますように、早急にさせていただきたいというふうに思います。以上で答弁といたします。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それぞれ回答をいただきました。ひとつぜひ、何と申しましても、30億円超えるという事業は、大事業でございます。これが本当に全町のものとしていきるように、ぜひ今後またひとついろいろ計画の練り直し、あるいは見直しをぜひやっていただきたいということ。

それから、制度、仕組みを変える、これはまたその他ほかのことですけれども、変えることで、ものすごく、何も行政は金を出さなくても、まちを変えることが私はできていると思っております。そういった部分からいろいろいかけると、今の規則、あるいはそういったことがどうしてもなじみやすいという点はあるわけですが、ぜひひとつ新しい時代へ挑戦をしていくということが私は必要ではないかなということなので、それぞれの制度、仕組みについて、見直しについてもご検討いただきたい、このように思っております。終わります。

議長（糸井満雄） これで勢旗 毅議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれに散会します。

次回は12月13日、明日9時30分から一般質問を引き続き行いますので、ご参集ください。大変ご苦労さんでございました。

（散会 午後3時45分）